第１回特別職報酬等審議会　資料目次

資料番号	資料名
01-01	青森市特別職報酬等審議会条例
01-02	青森市附属機関の設置及び運営に関する指針
01-03	青森市特別職報酬等審議会委員名簿（令和７年１０月１日現在）
02-01	特別職の報酬等について（昭和 39 年自治給第 208 号自治事務次官通知）
02-02	特別職の職員の給与について（昭和 43 年自治給第 94 号自治省行政局長通知）
02-03	特別職の報酬等について（昭和 48 年自治給第 77 号自治省行政局公務員部長通知）
03-01	著作権法第 42 条　※参考
03-02	著作権法第 42 条の解説（引用）　出典：詳解　著作権法［ 第４版 ］　※参考
04	地方自治法第 204 条
05	青森市特別職の職員の給与に関する条例
06	市長・副市長の給料月額
07	市長・副市長の職務・職責について
08-01	近年における消費者物価指数の推移
08-02	人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の給料等（市長・副市長）
08-03	青森市特別職職員の給料等の額の推移
08-04	人事院勧告における官民格差
09	地方公務員（一般職）の給与決定の原則
10-01	地方自治法第 203 条
10-02	地方自治法第 203 条の解説　出典：新版　逐条地方自治法　第７次改訂版
11	議員報酬月額
12-01	人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の報酬等（議長・副議長・議員）
12-02	議会費の前５か年の一般財源に対する構成割合
12-03	青森市の議員報酬月額総額の住民１人当たりの額と類似地方公共団体のそれとの比較
12-04	議員の活動状況（本会議・委員会等）

資料番号	資料名
12-05	議員の活動状況（議会報告会・意見交換会）
13	中核市とは　※参考
14-01	前回の答申書
14-02	前回の答申内容（概要）

※Ｈ２８年度の審議会会議概要等は、青森市ＨＰに掲載しています。
https://www.city.aomori.aomori.jp/shisei/jouhokoukai/1006286/1006316/index.html

○青森市特別職報酬等審議会条例

平成十七年四月一日
条例第十九号
改正　平成一九年三月条例第四号
平成二〇年八月条例第三九号

（趣旨）

第一条　この条例は、青森市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条　市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料（以下「特別職の職員の報酬等」という。）の額について審議するため、審議会を置く。

（平成一九条例四・平成二〇条例三九・一部改正）

（諮問）

第三条　市長は、特別職の職員の報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第四条　審議会は、委員十人をもって組織する。

（委員）

第五条　委員は、青森市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

２　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第六条　審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第七条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第八条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年三月条例第四号）

（施行期日）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年八月条例第三九号）

（施行期日）

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

青森市附属機関の設置及び運営に関する指針

第１　目的

　この指針は、本市における附属機関の設置及び運営に関する基本的事項を定めるものである。

第２　定義

１　この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置され、執行機関の求めに応じて自治紛争処理、審査、審議、調停、調査、諮問等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織化された機関をいう。

２　次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、「附属機関」としない。

（１）　市民団体、関係団体等との連絡調整を主な活動内容として設置される連絡調整会議等

（２）　特定のイベント事業、行事等一定の目的を達成するために組織される実行委員会等

（３）　市政運営の参考とすることを主な目的として、市民、関係団体、学識経験者等の意見を個別に聴取するために構成する会議、懇談会、意見聴取会等

（４）　市職員のみを構成員とする内部機関

（５）　その他この指針の適用を受けることが不適当と認められるもの

第３　設置基準

　附属機関の設置に当たっては、当該設置の目的を明確にし、最も効率的な設置方法を検討するとともに、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（１）　政策形成過程からの市民参画又は専門的な知識の導入を確保するため、市民関係団体等の構成員、専門的知識を有する者等による議論・検討が特に必要と認められること。

（２）　市民の意見の反映、専門的な知識の導入に当たっては、個別の意見聴取、アンケート調査等の方法では不十分又は不適当であると認められること。

（３）　設置目的が類似又は所掌する事務が重複する既設の附属機関が他に存在しないこと。

（４）　複数の類似した目的を持つ附属機関の設置を避けるため、所掌する事務はできる限り広範囲なものとし、必要に応じて部会等を設置すること。

（５）　臨時的・期間限定的な事務を所掌する附属機関は、その設置に当たり、廃止期日を明らかにすること。

第４　廃止統合基準

附属機関は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは廃止又は統合するものとする。

（１）　設置目的が既に達成されたと認められるとき。

（２）　社会経済情勢、市民ニーズ等の変化により、著しく設置の必要性や効果が低下していると認められるとき。

（３）　過去の開催実績が少ない、又は今後の開催の見込みも少ないなど、活動が著しく不活発であると認められるとき。

（４）　他の行政手段により代替可能であると認められるとき。

（５）　設置目的、審議事項等が他の附属機関と類似又は重複していると認められるとき。

（６）　施策推進の統一性又は行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいと認められるとき。

（７）　主に市民の意見を反映させる必要性の高い事務・事業で、パブリックコメント等その他の方法で、より効率的かつ合理的に市民の意見を得ることができると認められるとき。

第５　委員の選任

委員については、附属機関が公正に運営され、その機能が十分発揮されるよう幅広い年齢層から適切な人材を起用することとし、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。ただし、別に法令又は条例に定めがある場合、その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

（１）　委員は、原則として青森市民とすること。

（２）　委員の選任に当たっては、必要に応じて公募を行うこと。

（３）　団体から委員を選任する場合においては、会長等その機関を代表する者に特定することなく幅広く選任することとし、有識者を選任する場合においては、原則として関係団体等からの推薦によるなど、選考の公正性・透明性の確保を図ること。

（４）　市議会議員及び市職員は、法令に定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないこと。

（５）　附属機関の委員の数は、別に法令等に定めがある場合その他特別な事情がある場合を除き、２０名以内とすること。ただし、審議の充実、迅速化を図るための適正規模を検討し、必要最小限の委員数とすること。

（６）　一の附属機関の委員の在任期間は、原則として通算３期又は６年以内とすること。ただし、任期の途中においてその在任期間が通算６年に達する場合又は当該委員が専門的な知識、経験等を有するなど、特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

（７）　公正かつ幅広く意見を聴取するとともに、委員がその職責を十分に果たせるよう、既に他の附属機関の委員を委嘱されている場合は、原則選任しないこと。ただし、専

門的知識、経験を有する者で、他に適当な者がいない場合その他特別な事情が認められる場合においては、常設の附属機関にあっては２機関まで、臨時的（期間限定的）に置く附属機関にあっては３機関まで重複して委嘱することができる。

（８）　委員は、適任者を選任することを原則としつつ、青森市男女共同参画推進条例（平成３０年条例第２号）第２３条第２項の規定に基づき、団体推薦等においては女性委員の推薦を依頼するなど、女性委員の割合が、青森市総合計画前期基本計画の目標とする指標である「市の審議会等委員に占める女性の割合」の目標値40.0%以上となるよう、女性委員の積極的な登用を図ること。

（９）　委員の年齢構成については、偏りがないよう幅広い年齢層から選任することとし、特に若者の積極的な登用を図ること。

（10）　上記（１）から（９）によらない取扱いをする場合は、その理由を明らかにすること。

第６　委員の身分等の取扱い

附属機関の委員（非常勤の特別職）の身分等の取扱いについては、地方公務員法その他法令等において明確な規定がないことから、各附属機関の役割及び委員が担うべき職務内容等により、その専門性や特殊性を考慮しながら次に掲げる事項に留意し、必要に応じて、各附属機関の設置条例において、明確に規定するものとする。

（１）委員が守るべき義務や制限（例：守秘義務等）

（２）委員に求められる資質や条件（例：専門的な資格等）

第７　委員の公募

１　委員の公募及び公募委員の選考については、次に掲げる事項に留意し行うものとする。

（１）　公募は、附属機関の名称、所掌事務又は活動内容、募集趣旨、募集人員、任期、応募資格、応募方法、応募期間、選考方法及びその他を明らかにした上で、広報あおもり、市ホームページ等を通じて広く市民に周知すること。

（２）　公募委員の選考に当たっては、選考過程の透明性を確保するため、担当部局において選考基準を作成することとし、公正を期すこと。

（３）　附属機関を所管する課は、公募委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知すること。

２　その他公募に関し必要な事項は、別に定める。

第８　会議の公開

附属機関の会議は、原則として公開とし、会議を公開するときの手順及び会議の全部又は一部を公開しない場合の基準は、別に定める。

第９　会議開催の周知

１　附属機関を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関の会議の開催が決定したときは、会議の議題、開催日時、開催場所及び傍聴手続又は会議の全部若しくは一部を公開しない理由等について、開催日の１週間前までには、次に掲げる手段により公表し、会議を開催する旨の周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

（１）　青森市ホームページへの掲載

（２）　その他所管課長が適当と認める手段

２　その他会議開催の周知に関し必要な事項は、別に定める。

第１０　会議概要等の作成

１　各附属機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後、速やかに会議概要を作成しなければならない。

２　会議概要は、非開示情報を除き、これを公開するものとする。

３　その他会議概要の作成及び公開に関し必要な事項は、別に定める。

第１１　調整事項

所管課長は、附属機関の設置等に関し、次に掲げる事項に該当するときはあらかじめ総務課に協議することとし、（１）に該当するときは総務部長、（２）に該当するときは総務課長の合議を経るものとする。

（１）　附属機関を設置、廃止又は統合しようとするとき。

（２）　附属機関の委員を選任しようとするとき。

附　則

（実施期日）

この指針は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

この指針は、平成２７年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

この指針は、平成２９年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この指針は、平成３０年５月３１日から実施する。

（適用区分）

２　この指針による改正後の青森市附属機関の設置及び運営に関する指針は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

（実施期日）

この指針は、令和７年７月１日から実施する。

別記第１（第７関係）

委員の公募に係る手順書

◇応募資格

１　公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　青森市内に住所を有する者

（２）　青森市の他の附属機関の委員を兼ねることとならない者

２　前項の規定にかかわらず、当該附属機関の設置目的等に照らして合理的であると認められる場合は、必要な要件を付加し、又は要件を変更して公募することができる。

◇公募の方法

１　公募は、募集要項を定め、委員の選任予定日のおおむね２月前までに広報あおもり及び青森市ホームページへの記事の掲載その他の方法により行うものとし、１月程度の応募期間を設けるものとする。

２　募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）　附属機関の名称

（２）　附属機関の所掌事務又は活動内容

（３）　募集趣旨

（４）　公募する委員の数

（５）　任期

（６）　会議の開催予定回数及び開催時期

（７）　応募資格

（８）　報酬等の有無及び金額

（９）　応募方法及び募集期間

（10）　選考方法

（11）　選考結果の通知方法

（12）　複数の附属機関に重複して委員となれない旨の明示

（13）　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

◇委員の選考方法

公募委員の選考については、原則として担当部内に選考委員会を設置して行うものとし、当該附属機関の設置目的等を考慮して次に掲げる方法の全部又は一部を用いるものとする。

（１）　小論文による選考

（２）　面接による選考

（３）　その他適当と認める方法による選考

◇選考結果の通知

委員の選考を行ったときは、応募者全員に選考結果について速やかに通知するものとする。

◇公募を行わない場合の要件

次の各号に該当するときは、委員の公募を行わないことができる。

（１）　法令等の規定により、委員の資格又は職種等が限定的に定められているなど、特定の職に就くものを委員に充てることとされているとき。

（２）　行政処分に関する審議等を行うとき。

（３）　委員を公募した場合において、応募がなかったとき又は選考の結果、委員の数が公募した委員の数に満たなかったときにおいて、再度、公募を行う暇がないとき。

（４）　前各号に掲げるもののほか、附属機関の設置目的及び所掌事務に照らして、委員の公募が適当でないと認められるとき。

◇協議事項

附属機関を所管する課等の長は、委員の公募を実施しようとするときは、総務部総務課の合議を受けるものとする。

別記第２（第８関係）

会議の公開に係る手順書

◇会議の傍聴

１　会議の公開は、希望者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

（１）　人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

（２）　酒気を帯びていると認められる者

（３）　異様な服装をしている者

（４）　はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者

（５）　拡声器、笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者

（６）　前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

２　会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、（４）に該当する者で、病気その他の理由により附属機関の長の許可を得たときはこの限りでない。

（１）　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（２）　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

（３）　はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

（４）　帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。

（５）　飲食又は喫煙をしないこと。

（６）　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

（７）　携帯電話その他音声等を発する機器を携帯する場合は、あらかじめ電源を切ること。

（８）　前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

３　附属機関の長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

４　附属機関の傍聴を認める場合は、傍聴定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

５　傍聴希望者が傍聴定員を超えるときは、先着順に傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難いときは、抽選によることができる。

◇傍聴人への資料配布

傍聴人に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、当該資料の中に青森市情報公開条例（平成１７年青森市条例第２６号）第７条各号に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）が記載されている場合は資料の全部又は一部を配布及

び閲覧させないことが、当該資料が相当量になる場合は資料の全部又は一部を配布しないことができる。

◇会議開催の周知

会議を開催する場合は、次に掲げる事項を明らかにして周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（１）　会議の名称

（２）　開催日時

（３）　開催場所

（４）　会議の議題

（５）　会議の公開、非公開の別

（６）　会議の公開又は一部を非公開にする場合においては、その理由

（７）　傍聴人の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の措置

（８）　傍聴に必要な手続の内容

◇会議を非公開とする場合の基準、決定

１　非開示情報を含む内容について審議等を行うときは、会議の全部又は一部を公開しない。

２　前項に規定する審議等以外で、附属機関の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合は、あらかじめ当該会議に諮ることとする。

３　附属機関は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

◇特別な定めのある場合の取扱い

会議の公開について、法令又は条例に特別の定めがあるときは、その定めによるものとする。

別記第３（第１０関係）

会議概要の作成及び公開に係る手順書

◇会議概要の作成

１　会議概要は、原則として要点筆記により次に掲げる事項を記録するものとする。

（１）　開会及び閉会に関する事項

（２）　出席委員及び欠席委員の氏名

（３）　説明のため出席した事務局職員等の職氏名

（４）　議題及び議事の要旨

（５）　前各号に掲げるもののほか、附属機関の長が必要と認めた事項

２　会議概要には、会議資料を必要に応じ添付するものとする。

◇会議概要の公開

会議概要は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、青森市情報公開条例（平成１７年青森市条例第２６号）第７条各号に規定する非開示情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、公開しない。

◇公開の方法

会議概要の公開は、附属機関を所管する課等における会議概要の閲覧及び青森市ホームページへの掲載により行うものとする。

◇特別な定めのある場合の取扱い

会議概要の公開について、法令又は条例に特別の定めがあるときは、その定めによるものとする。

資料０１－０３

青森市特別職報酬等審議会委員名簿

（順　不　同）　　　　（令和7年10月7日現在）

区　分	氏　名		役　職　等
経済・社会・労働	大田　久美子	おおた　くみこ	青森商工会議所女性会副会長
	西村　　博	にしむら　ひろし	東北税理士会青森支部　幹事
	稲田　紀子	いなだ　のりこ	青森県社会保険労務士会　理事
	上平　裕貴	かみたい　ゆうき	連合青森東青地域協議会　事務局長
	篠崎　有香	しのざき　ゆか	あおもり男女共同参画をすすめる会　理事長
学識経験者	竹内　紀人	たけうち　のりと	青森中央学院大学経営法学部　教授
	金子　輝雄	かねこ　てるお	青森公立大学経営経済学部　教授
	森　　宏之	もり　ひろし	青森大学総合経営学部　特任教授
公募	木村　克己	きむら　かつみ	公募委員
	蒔苗　　均	まかなえ　ひとし	公募委員

特別職の報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）（抄）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

１　地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとすること。

２　都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとすること。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

３　審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとすること。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

（別　紙）

○○県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則（省　略）

〈通　知〉

○特別職の職員の給与について

（昭和四三、一〇、一七、自治給第九四号
各都道府県知事宛　自治省行政局長通知）

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」（昭和三九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知）の趣旨に沿つて措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいい難いものがあつて、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿つて適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一　特別職の職員の給与の内容の明確化について

1　常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第二〇四条および附則第六条の二（昭和四五年法律第一一九号により削除）の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従つて、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によつて必要とされる給与額の差を充分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市町村長）、副知事（助役）および出納長（収入役）（以下「三役」という。）に対して支給することは、極

めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なつている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なつている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なつている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2　条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二　特別職報酬等審議会について

1　審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配意すること。

2　給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとすること。

3　審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配意すること。

4　審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取

等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたつては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5　答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配意すること。

別記（資料項目）

1　近年における消費者物価上昇率

2　人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額

3　過去における特別職の職員の給与改定の状況

4　一般職の職員の給与改定の状況

5　議会費の前五ケ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込

6　当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較

7　議会議員の活動状況（審議日数）

（注）5～7は、議会議員のみに係るものである。

○特別職の報酬等について

（昭和四八、一二、一〇、自治給第七七号
各都道府県知事宛　自治省行政局公務員部長通知）

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」（昭和三九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知）及び「特別職の職員の給与について」（昭和四三年自治給第九四号各都道府県知事あて行政局長通知）の趣旨に沿つて措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであつて、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがつて、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市（区）町村についても、この通知の趣旨に沿つて適切なご指導を願いたい。

資料０３－０１

○著作権法（抄）

（昭和四十五年五月六日）
（法律第四十八号）

（立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等）

第四十二条　著作物は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製し、又は当該内部資料を利用する者との間で公衆送信を行い、若しくは受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及びその複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（平一八法一二一・平二五法八四・令二法四八・令五法三三・一部改正）

資料０３－０２

著作権法第４２条の解説（引用）

出典 ： 詳解 著作権法 [第6版]

作花文雄 著 ぎょうせい

p402〜403

以下引用

第 42 条では、司法、立法、行政の各機能は国家・社会の存立に不可欠のものであり、これらの目的のために必要な著作物の複製が許容されている。

（略）

立法又は行政目的の内部資料として必要な場合とは、国会や議会における法令審議や予算審議その他各種調査等、及び行政庁における行政事務遂行のため必要な複製のケースである。官公庁の職員が、単に職務上の参考として利用するような場合は、ここでの立法・行政目的には該当しない。

また、「内部資料」としての複製が許容されているのであり、外部に配布するような場合は本条に該当しない。ただし、審議会の審議資料として委員に配布するような場合は、ここでの内部資料と解される。

本条の規定によって許容される複製は、「必要と認められる限度」であり、かつ、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとと」ならない場合である。

したがって、著作物の一部分しか必要ないのに全部をコピーしたり、必要以上の部数のコピーは許容されない。また、〇〇行政ハンドブック等のように、本来、当該行政事務に携わる人の数だけ購入が予定されている性格の著作物であって、自由に複製されたのでは、当該商品の販売に影響を及ぼすことになる場合などは、その複製（とりわけ相当の分量に及ぶ場合）は許容されない。当該著作物の市場への影響を勘案して、条理に従って判断する必要がある。

○地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日）
（法律第六十七号）

第二百四条　普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

②　普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③　給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（昭二二法一六九・昭二五法一四三・昭二六法二〇三・昭二七法三〇六・昭三一法一四七・昭三二法一四五・昭三二法一五四・昭三三法八七・昭三五法四二・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭三七法一〇九・昭三八法五四・昭三八法九九・昭三九法一三三・昭三九法一六九・昭四五法一一九・昭五〇法九・平元法七三・平三法一〇二・平九法一一二・平一一法一〇七・平一二法五一・平一四法四八・平一六法五三・平一六法八五・平一六法一一二・平一七法一一三・平二一法四一・平二四法三一・平二六法七六・平二九法二九・令五法一四・令五法七三・令六法七二・一部改正）

○青森市特別職の職員の給与に関する条例　（抜粋）

平成十七年四月一日
条例第四十九号

（趣旨）
第一条　この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の受ける給与について、必要な事項を定めるものとする。
一　市長
二　副市長
三　公営企業管理者
四　教育長
五　常勤の監査委員
六　議会議員
七　教育委員会委員
（略）

（市長等の給料月額）
第三条　市長等の給料月額は、別表一に定めるところによるものとする。
（平成二六条例六二・一部改正）

（議会議員の給与）
第五条　議会議員の受ける給与は、別表二による議員報酬及び期末手当とする。
（平成二〇条例三九・全改）

附　則
（平成二十九年度における議会議員の議員報酬に関する特例措置）
６　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、議会議員に対する議員報酬の支給に当たっては、別表二の規定の適用については、同表中「六五八、〇〇〇円」とあるのは「六一三、〇〇〇円」と、「六〇三、〇〇〇円」とあるのは「五六二、〇〇〇円」と、「五八〇、〇〇〇円」とあるのは「五四一、〇〇〇円」とする。
（平成二九条例二〇・全改）
（令和三年度における市長等の給料月額に関する特例措置）
７　令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間においては、市長及び副市長に対する給料月額の支給に当たっては、別表一の規定の適用については、同表中「一、〇〇〇、〇〇〇円」とあるのは「八〇〇、〇〇〇円」と、「七八八、〇〇〇円」とあるのは「六六九、八〇〇円」とする。
（平成二九条例一〇・全改、平成三〇条例六・平成三一条例三・令和元条例一八・令和二条例六・令和二条例二七・令和三条例二・一部改正）

別表一（第三条関係）
（平成一八条例三・平成一九条例四・平成二六条例六二・平成二七条例一〇・一部改正）

区分	給料額
市長	月額　一、〇〇〇、〇〇〇円
副市長	月額　七八八、〇〇〇円
公営企業管理者	月額　六三五、〇〇〇円
教育長	月額　六六〇、五〇〇円
常勤の監査委員	月額　五五八、六〇〇円

別表二（第五条関係）

（平成二〇条例三九・追加、平成二六条例六二・平成二九条例二・一部改正）

区分	議員報酬額
議会議員	月額　議長　六五八、〇〇〇円 副議長　六〇三、〇〇〇円 議員　五八〇、〇〇〇円

市長・副市長の給料月額

令和7年4月1日現在

	H26審議会	H28改正前	H28審議会	H28改正後
	答申	条例本則	答申	条例本則
市長	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
副市長	788,000円	788,000円	788,000円	788,000円

《参考》

【市長】

削減措置の期間	条例	削減措置		
	給料月額	削減率 （条例との比較）	削減後の給料月額	削減率 （直近の削減後の給料月額との比較）
平成16年4月1日～平成18年3月31日	1,180,000円 （上限制）	10%	1,062,000円	-
平成18年4月1日～平成24年3月31日		20%	944,000円	11%
平成24年4月1日～平成25年6月30日		23%	908,600円	4%
平成25年7月1日～平成26年12月31日		約35%	771,800円	15%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	1,000,000円	15%	850,000円	△10%
平成29年1月1日～平成29年3月31日	1,000,000円	15%	850,000円	0%
平成29年4月1日～平成30年3月31日		25%	750,000円	12%
平成30年4月1日～平成31年3月31日		20%	800,000円	△7%
平成31年4月1日～令和2年3月31日		15%	850,000円	△6%
令和2年4月1日～令和2年6月30日		10%	900,000円	△6%
令和2年7月1日～令和4年3月31日		20%	800,000円	11%
令和4年4月1日～		**-**	**-**	**-**

【副市長】

削減措置の期間	条例	削減措置		
	給料月額	削減率 （条例との比較）	削減後の給料月額	削減率 （直近の削減後の給料月額との比較）
平成16年4月1日～平成18年3月31日	931,000円 （上限制）	5%	884,450円	-
平成18年4月1日～平成24年3月31日		10%	837,900円	5%
平成24年4月1日～平成25年6月30日		11%	828,590円	1%
平成25年7月1日～平成26年12月31日		約20%	745,200円	10%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	788,000円	5%	748,600円	0%
平成29年1月1日～平成29年3月31日	788,000円	5%	748,600円	0%
平成29年4月1日～平成30年3月31日		15%	669,800円	11%
平成30年4月1日～平成31年3月31日		10%	709,200円	△6%
平成31年4月1日～令和2年3月31日		5%	748,600円	△6%
令和2年4月1日～令和2年6月30日		-	-	-
令和2年7月1日～令和4年3月31日		15%	669,800円	11%
令和4年4月1日～		**-**	**-**	**-**

市長・副市長の職務・職責について

一般職、特別職について【参照：橋本勇「新版　逐条地方公務員法」（学陽書房）】

区分	一般職	特別職
指揮命令関係	上司の命令に従って職務を遂行する	法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行する
専務職	もっぱら地方公務員としての職務に従事する	他の職務を有することも妨げられない
終身職	定年に達するまでの勤務が想定されている	一定の任期が定められている
成績主義	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任などが行われる	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験等に基づいて当該職に就く
政治職	政治的な中立性が要求される	政治的な中立性は要求されない

市長、副市長について【参照：松本英昭「新版　逐条地方自治法」（学陽書房）】

区分	市長	副市長
専任	・公選	・市長が議会の同意を得て選任 ・市長の補助機関
任期	４年	４年
退任	・失職 ・退職申出 ・住民の解職請求 ・議会の不信任議決	・失職 ・退職申出 ・住民の解職請求 ・市長による解職
職務	・市を統括し、代表する ・市の事務を管理し、執行する	・市長の補佐 ・市長の命を受け政策及び企画をつかさどる ・職員の担任する事務を監督 ・市長の職務の代理 ・市長から委任を受け、その権限に属する事務の一部を執行

近年における消費者物価指数の推移

図　1　過去10年における全国消費者物価指数の推移

【参照：総務省統計局「消費者物価指数年報 令和6年」】

令和2年＝100

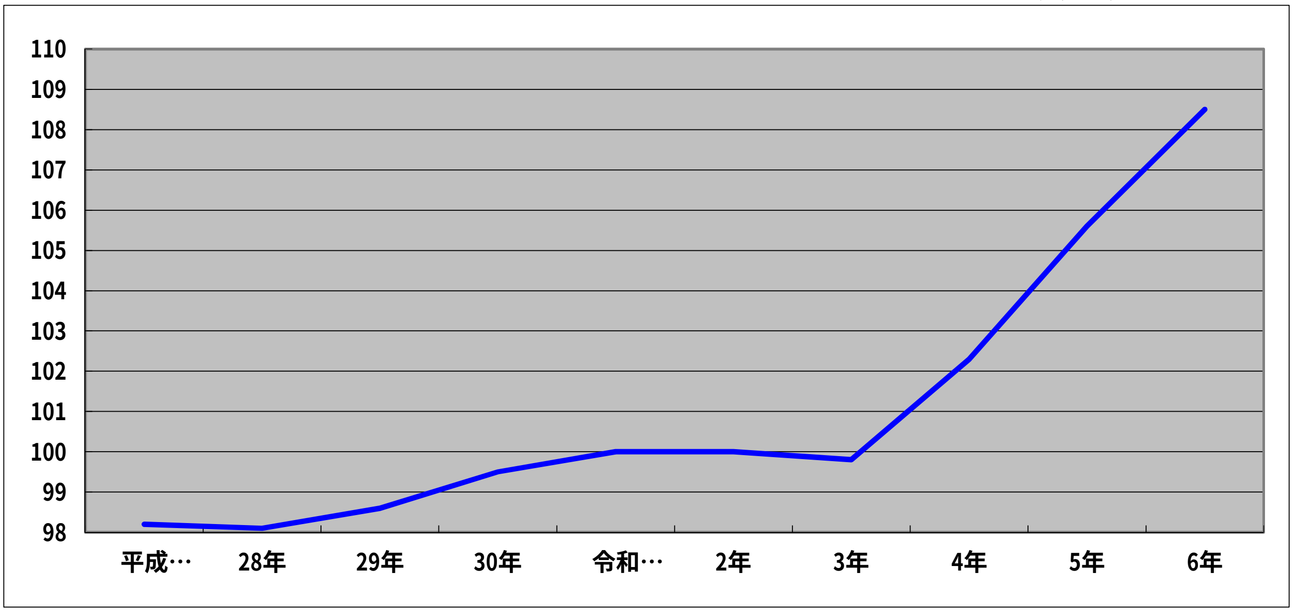

区分	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
総合指数	98.2	98.1	98.6	99.5	100	100	99.8	102.3	105.6	108.5
前年比(%)	0.8	-0.1	0.5	1	0.5	0	-0.2	2.5	3.2	2.7

図　2　直近6ヶ月間における全国消費者物価指数の推移(月別)

【参照：総務省統計局「消費者物価指数長期時系列データ」】

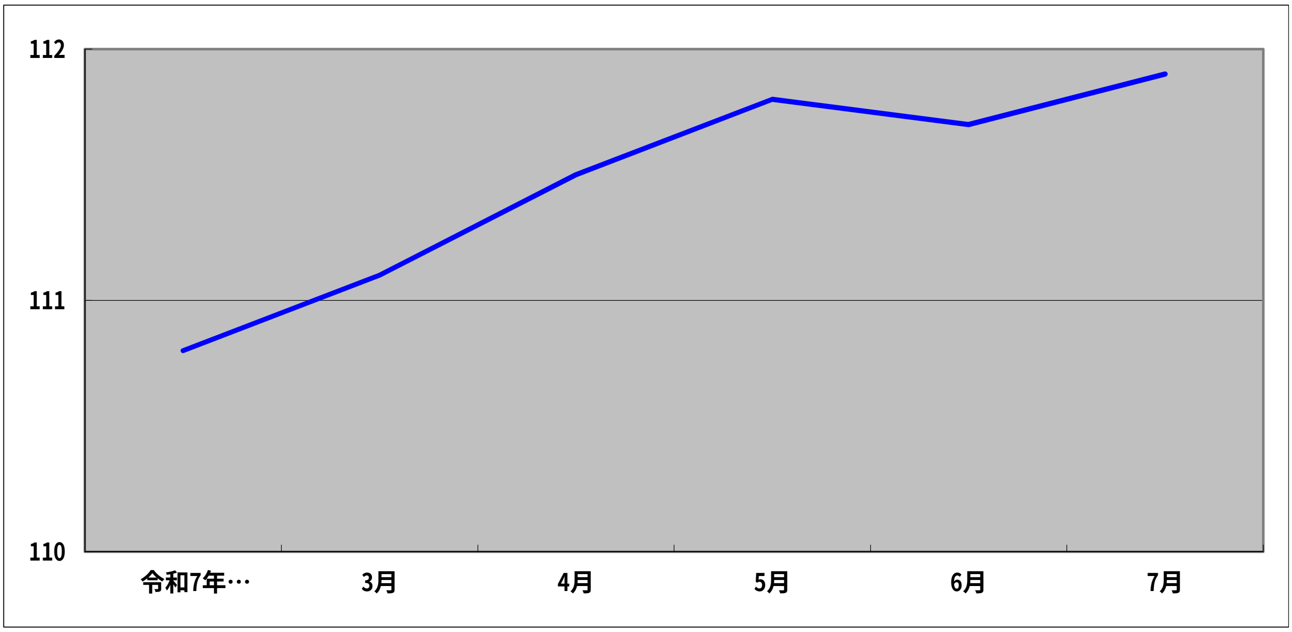

区分	令和7年2月	3月	4月	5月	6月	7月
総合指数	110.8	111.1	111.5	111.8	111.7	111.9

人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の給料等（市長・副市長）　※地域手当は適用しない　　　資料０８－０２

○ 市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年4月1日現在

№	都市名	人口 ※1	給料月額 ※2		期末手当 ※2				年収額		退職手当 ※2		
			条例規定額	順位	年間支給割合	加算	年間支給額	順位	本則	順位	支給割合	一期支給額	順位
1	函館市	236,515	1,050,000	45	4.600	20%	5,796,000	17	18,396,000	29	45.83%	23,100,000	40
2	旭川市	316,183	1,050,000	45	4.600	20%	5,796,000	17	18,396,000	29	36.17%	18,228,000	60
3	青森市	263,512	1,000,000	**60**	3.400	20%	4,080,000	61	16,080,000	61	52.00%	24,960,000	29
4	八戸市	215,080	1,062,000	38	3.400	20%	4,332,960	57	17,076,960	54	52.00%	26,507,520	18
5	盛岡市	277,423	1,138,000	10	3.450	20%	4,711,320	48	18,367,320	31	58.00%	31,681,920	3
6	秋田市	293,729	1,173,000	6	3.400	20%	4,785,840	46	18,861,840	17	64.44%	32,656,320	2
7	山形市	236,164	1,066,000	36	3.250	45%	5,023,525	42	17,815,525	41	51.06%	26,126,380	21
8	福島市	264,652	1,047,600	49	3.400	20%	4,274,208	59	16,845,408	59	45.00%	22,628,160	44
9	郡山市	312,433	1,057,000	42	3.450	20%	4,375,980	55	17,059,980	56	42.40%	21,512,064	51
10	いわき市	303,171	1,089,000	26	3.450	20%	4,508,460	51	17,576,460	43	43.50%	22,738,320	42
11	水戸市	267,467	1,075,000	31	3.450	45%	5,377,686	32	18,277,686	32	45.83%	23,650,000	38
12	宇都宮市	514,595	1,180,000	2	4.600	20%	6,513,600	2	20,673,600	2	33.48%	18,963,072	59
13	前橋市	329,120	1,125,000	13	3.450	45%	5,627,812	23	19,127,812	11	50.00%	27,000,000	15
14	高崎市	365,972	1,100,000	19	4.550	20%	6,006,000	8	19,206,000	9	50.00%	26,400,000	19
15	川越市	352,805	1,073,000	34	4.600	20%	5,922,960	11	18,798,960	19	45.00%	23,176,800	39
16	川口市	607,447	1,146,000	9	2.900	-	4,818,930	45	18,570,930	26	41.67%	22,920,000	41
17	越谷市	342,327	1,051,000	44	4.600	20%	5,801,520	16	18,413,520	28	40.25%	20,305,320	54
18	船橋市	649,393	1,076,000	30	4.600	20%	5,939,520	10	18,851,520	18	44.00%	22,725,120	43
19	柏市	437,634	974,900	61	4.600	20%	5,381,448	31	17,080,248	53	36.00%	16,846,000	61
20	八王子市	559,083	1,110,000	18	4.850	20%	6,460,200	4	19,780,200	7	51.90%	19,358,400	56
21	横須賀市	379,041	1,031,000	53	3.450	特殊	5,157,578	37	17,529,578	44	45.00%	22,269,600	47
22	富山市	403,757	1,075,000	31	3.450	45%	5,377,686	32	18,277,686	32	50.00%	25,800,000	24
23	金沢市	443,123	1,180,000	2	3.450	40%	5,699,400	21	19,859,400	6	50.00%	28,320,000	12
24	福井市	254,029	1,058,000	40	3.450	40%	5,110,140	40	17,806,140	42	50.00%	25,392,000	27
25	甲府市	183,848	1,080,000	29	4.650	20%	6,026,400	7	18,986,400	14	50.00%	25,920,000	23
26	長野市	362,609	1,097,000	20	3.450	45%	5,487,742	25	18,651,742	20	42.00%	22,115,520	48
27	松本市	234,111	1,027,000	55	3.450	45%	5,137,567	38	17,461,567	46	40.00%	19,718,400	55
28	岐阜市	399,127	1,090,000	25	4.550	20%	5,951,400	9	19,031,400	13	60.00%	31,392,000	5
29	豊橋市	366,089	1,091,000	24	3.450	45%	5,457,727	30	18,549,727	27	60.00%	31,420,800	4
30	岡崎市	382,656	1,116,000	17	3.450	特殊	5,582,790	24	18,974,790	15	50.00%	26,784,000	17
31	一宮市	376,861	1,096,000	22	3.450	特殊	5,482,740	27	18,634,740	22	36.67%	19,289,600	57
32	豊田市	414,750	1,129,000	12	3.450	45%	5,647,823	22	19,195,823	10	55.00%	29,805,600	9
33	大津市	343,600	1,032,000	52	3.450	20%	4,272,480	60	16,656,480	60	43.00%	21,300,480	52
34	豊中市	405,955	1,035,000	50	4.600	20%	5,713,200	19	18,133,200	35	50.00%	24,840,000	32
35	吹田市	384,506	1,050,000	45	4.350	20%	5,481,000	28	18,081,000	38	58.00%	29,232,000	10
36	高槻市	345,589	1,065,000	37	4.550	20%	5,814,900	15	18,594,900	24	50.00%	25,560,000	26
37	枚方市	392,328	1,023,000	57	3.300	45%	4,895,055	44	17,171,055	52	50.00%	24,552,000	34
38	八尾市	259,158	1,010,000	59	4.300	20%	5,211,600	34	17,331,600	51	50.00%	24,240,000	35
39	寝屋川市	224,378	1,020,000	58	4.250	20%	5,202,000	35	17,442,000	48	45.00%	22,032,000	49
40	東大阪市	477,700	1,030,000	54	4.050	20%	5,005,800	43	17,365,800	49	50.00%	24,720,000	33
41	姫路市	523,181	1,180,000	2	4.600	20%	6,513,600	2	20,673,600	2	54.00%	30,585,600	6
42	尼崎市	457,508	1,177,000	5	3.450	45%	5,887,942	13	20,011,942	4	40.00%	22,598,400	45
43	明石市	307,235	1,084,000	28	4.550	20%	5,918,640	12	18,926,640	16	40.00%	20,812,800	53
44	西宮市	480,818	1,206,000	1	4.600	20%	6,657,120	1	21,129,120	1	43.00%	24,891,840	30
45	奈良市	347,187	1,048,000	48	3.400	20%	4,275,840	58	16,851,840	58	50.00%	25,152,000	28
46	和歌山市	352,941	950,000	62	3.200	20%	3,648,000	62	15,048,000	62	52.00%	23,712,000	37
47	鳥取市	179,215	1,026,000	56	3.450	45%	5,132,565	39	17,444,565	47	33.30%	16,399,584	62
48	松江市	194,313	1,073,000	34	3.450	40%	5,182,590	36	18,058,590	40	37.30%	19,210,992	58
49	倉敷市	473,670	1,150,000	8	4.450	20%	6,141,000	6	19,941,000	5	60.00%	33,120,000	1
50	呉市	201,242	1,034,000	51	4.600	20%	5,707,680	20	18,115,680	36	48.00%	23,823,360	36
51	福山市	455,028	1,120,000	15	4.600	20%	6,182,400	5	19,622,400	8	47.83%	25,715,200	25
52	下関市	243,422	1,060,000	39	4.600	20%	5,851,200	14	18,571,200	25	60.00%	30,528,000	7
53	高松市	417,660	1,122,000	14	3.450	20%	4,645,080	49	18,109,080	37	41.67%	22,440,000	46
54	松山市	496,666	1,120,000	15	3.450	20%	4,636,800	50	18,076,800	39	50.40%	27,095,040	14
55	高知市	312,228	1,075,000	31	3.450	20%	4,450,500	53	17,350,500	50	42.00%	21,672,000	50
56	久留米市	300,199	1,097,000	20	3.450	45%	5,487,742	25	18,651,742	20	50.00%	26,328,000	20
57	長崎市	390,551	1,096,000	22	3.450	35%	5,104,620	41	18,256,620	34	51.00%	26,830,080	16
58	佐世保市	233,507	1,058,000	40	3.450	20%	4,380,120	54	17,076,120	55	57.00%	28,946,880	11
59	大分市	472,898	1,134,000	11	3.450	40%	5,477,220	29	19,085,220	12	45.70%	24,875,000	31
60	宮崎市	394,504	1,053,000	43	3.450	20%	4,359,420	56	16,995,420	57	60.00%	30,326,400	8
61	鹿児島市	591,263	1,154,000	7	3.450	20%	4,777,560	47	18,625,560	23	50.00%	27,696,000	13
62	那覇市	313,424	1,085,000	27	3.450	20%	4,491,900	52	17,511,900	45	50.00%	26,040,000	22
50万人以上（６ 市）平均			1,141,000	-	-	-	5,837,235	-	19,529,235	-	-	23,708,032	-
40万人以上50万人未満（１３ 市）平均			1,111,762	-	-	-	5,573,301	-	18,914,440	-	-	25,466,698	-
30万人以上40万未満（２５　市）平均			1,068,960	-	-	-	5,174,352	-	18,001,872	-	-	24,565,991	-
20万人以上30万未満（１５　市）平均			1,058,573	-	-	-	4,998,790	-	17,701,670	-	-	25,732,729	-
20万人以下（３ 市）平均			1,059,667	-	-	-	5,447,185	-	18,163,185	-	-	20,510,192	-
中核市（６２市）平均			1,081,944	-	-	-	5,292,880	-	18,276,202	-	-	24,757,848	-

※１　R7.1.1現在　地方行財政調査会 2025.7.2付 第6950号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。
※２　R7.4.1現在　地方行財政調査会 2025.8.27公開「都市の市長・副市長、議員報酬等調べ」による。

人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の給料等（市長・副市長）　　※地域手当は適用しない　　資料０８－０２

○ 副市長　　令和7年4月1日現在

№	都市名	人口※1	給料月額 ※2		期末手当 ※2				年収額		退職手当 ※2		
			条例規定額	順位	年間支給割合	加算	年間支給額	順位	本則	順位	支給割合	一期支給額	順位
1	函館市	236,515	830,000	58	4.600	20%	4,581,600	19	14,541,600	42	34.17%	13,612,000	36
2	旭川市	316,183	865,000	50	4.600	20%	4,774,800	16	15,154,800	28	27.08%	11,245,000	52
3	青森市	263,512	788,000	**62**	3.400	20%	3,215,040	61	12,671,040	62	30.00%	11,347,200	50
4	八戸市	215,080	856,000	53	3.400	20%	3,492,480	59	13,764,480	59	28.00%	11,504,640	49
5	盛岡市	277,423	882,000	37	3.450	20%	3,651,480	54	14,235,480	52	33.00%	13,970,880	33
6	秋田市	293,729	899,000	20	3.400	20%	3,667,920	53	14,455,920	45	40.00%	16,397,760	7
7	山形市	236,164	843,000	55	3.250	45%	3,972,637	44	14,088,637	55	34.04%	13,773,945	35
8	福島市	264,652	865,700	49	3.400	20%	3,532,056	58	13,920,456	58	28.70%	11,925,883	48
9	郡山市	312,433	888,000	34	3.450	20%	3,676,320	52	14,332,320	50	30.50%	13,000,320	40
10	いわき市	303,171	891,000	30	3.450	20%	3,688,740	50	14,380,740	47	33.80%	14,455,584	28
11	水戸市	267,467	885,000	35	3.450	45%	4,427,212	34	15,047,212	32	25.83%	10,974,000	54
12	宇都宮市	514,595	960,000	2	4.600	20%	5,299,200	3	16,819,200	2	23.44%	10,799,308	55
13	前橋市	329,120	900,000	19	3.450	45%	4,502,250	27	15,302,250	22	35.00%	15,120,000	15
14	高崎市	365,972	880,000	39	4.550	20%	4,804,800	15	15,364,800	20	30.00%	12,672,000	44
15	川越市	352,805	896,000	25	4.600	20%	4,945,920	9	15,697,920	13	35.00%	15,052,800	19
16	川口市	607,447	942,000	6	2.900	特殊	3,961,110	45	15,265,110	24	33.33%	15,072,000	17
17	越谷市	342,327	882,000	37	4.600	20%	4,868,640	13	15,452,640	19	24.15%	10,224,144	58
18	船橋市	649,393	818,000	60	4.600	20%	4,515,360	25	14,331,360	51	28.00%	10,993,920	53
19	柏市	437,634	801,400	61	4.600	20%	4,423,728	35	14,040,528	56	20.00%	7,693,000	62
20	八王子市	559,083	940,000	8	4.850	20%	5,470,800	1	16,750,800	4	21.75%	9,813,600	61
21	横須賀市	379,041	877,000	41	3.450	特殊	4,387,193	36	14,911,193	35	33.75%	14,207,400	30
22	富山市	403,757	893,000	28	3.450	45%	4,467,232	31	15,183,232	27	33.00%	14,145,120	31
23	金沢市	443,123	960,000	2	3.450	40%	4,636,800	22	16,156,800	9	34.00%	15,667,200	11
24	福井市	254,029	874,000	42	3.450	40%	4,221,420	40	14,709,420	38	30.00%	12,585,600	45
25	甲府市	183,848	880,000	39	4.650	20%	4,910,400	11	15,470,400	18	40.00%	16,896,000	6
26	長野市	362,609	899,000	20	3.450	45%	4,497,248	28	15,285,248	23	29.40%	12,686,688	43
27	松本市	234,111	843,000	55	3.450	45%	4,217,107	42	14,333,107	49	28.00%	11,329,920	51
28	岐阜市	399,127	890,000	31	4.550	20%	4,859,400	14	15,539,400	17	38.00%	16,233,600	9
29	豊橋市	366,089	915,000	15	3.450	45%	4,577,286	24	15,557,286	16	40.00%	17,568,000	5
30	岡崎市	382,656	937,000	10	3.450	特殊	4,687,343	21	15,931,343	12	40.00%	17,990,400	4
31	一宮市	376,861	901,000	18	3.450	特殊	4,507,253	26	15,319,253	21	23.33%	10,091,200	60
32	豊田市	414,750	951,000	5	3.450	45%	4,757,377	17	16,169,377	8	40.00%	18,259,200	3
33	大津市	343,600	897,000	23	3.450	20%	3,713,580	49	14,477,580	44	38.00%	16,361,280	8
34	豊中市	405,955	895,000	26	4.600	20%	4,940,400	10	15,680,400	14	35.00%	15,036,000	20
35	吹田市	384,506	939,000	9	4.450	20%	5,014,260	7	16,282,260	7	42.00%	18,930,240	1
36	高槻市	345,589	935,000	11	4.550	20%	5,105,100	6	16,325,100	5	30.00%	13,464,000	37
37	枚方市	392,328	890,000	31	3.450	45%	4,452,225	32	15,132,225	29	30.00%	12,816,000	42
38	八尾市	259,158	870,000	45	4.300	20%	4,489,200	29	14,929,200	34	30.00%	12,528,000	46
39	寝屋川市	224,378	870,000	45	4.250	20%	4,437,000	33	14,877,000	36	33.00%	13,780,800	34
40	東大阪市	477,700	870,000	45	4.050	20%	4,228,200	39	14,668,200	40	35.00%	14,616,000	26
41	姫路市	523,181	960,000	2	4.600	20%	5,299,200	3	16,819,200	2	32.00%	14,745,600	25
42	尼崎市	457,508	942,000	6	3.450	45%	4,712,355	20	16,016,355	11	27.00%	12,208,320	47
43	明石市	307,235	895,000	26	4.550	20%	4,886,700	12	15,626,700	15	24.00%	10,310,400	56
44	西宮市	480,818	974,000	1	4.600	20%	5,376,480	2	17,064,480	1	28.00%	13,090,560	39
45	奈良市	347,187	885,000	35	3.400	20%	3,610,800	56	14,230,800	53	34.00%	14,443,200	29
46	和歌山市	352,941	820,000	59	3.200	20%	3,148,800	62	12,988,800	61	33.00%	12,988,800	41
47	鳥取市	179,215	850,000	54	3.450	45%	4,252,125	38	14,452,125	46	25.00%	10,200,000	59
48	松江市	194,313	874,000	42	3.450	40%	4,221,420	40	14,709,420	38	24.40%	10,236,288	57
49	倉敷市	473,670	930,000	13	4.450	20%	4,966,200	8	16,126,200	10	34.00%	15,177,600	14
50	呉市	201,242	860,000	51	4.600	20%	4,747,200	18	15,067,200	30	36.00%	14,860,800	24
51	福山市	455,028	930,000	13	4.600	20%	5,133,600	5	16,293,600	6	31.43%	14,031,840	32
52	下関市	243,422	860,000	51	4.600	20%	4,747,200	18	15,067,200	30	45.00%	18,576,000	2
53	高松市	417,660	907,000	16	3.450	20%	3,754,980	47	14,638,980	41	33.33%	14,512,000	27
54	松山市	496,666	899,000	20	3.450	20%	3,721,860	48	14,509,860	43	35.00%	15,103,200	16
55	高知市	312,228	866,000	48	3.450	20%	3,585,240	57	13,977,240	57	36.00%	14,964,480	22
56	久留米市	300,199	897,000	23	3.450	45%	4,487,242	30	15,251,242	25	35.00%	15,069,600	18
57	長崎市	390,551	892,000	29	3.450	35%	4,154,490	43	14,858,490	37	35.00%	14,985,600	21
58	佐世保市	233,507	873,000	44	3.450	20%	3,614,220	55	14,090,220	54	37.00%	15,504,480	13
59	大分市	472,898	905,000	17	3.450	40%	4,371,150	37	15,231,150	26	30.90%	13,422,000	38
60	宮崎市	394,504	840,000	57	3.450	20%	3,477,600	60	13,557,600	60	40.00%	16,128,000	10
61	鹿児島市	591,263	931,000	12	3.450	20%	3,854,340	46	15,026,340	33	35.00%	15,640,800	12
62	那覇市	313,424	890,000	31	3.450	20%	3,684,600	51	14,364,600	48	35.00%	14,952,000	23
50万人以上（６ 市）平均			925,167	-	-	-	4,733,335	-	15,835,335	-	-	12,844,205	-
40万人以上50万人未満（１３ 市）平均			912,108	-	-	-	4,576,182	-	15,521,474	-	-	14,074,003	-
30万人以上40万未満（２５ 市）平均			890,680	-	-	-	4,323,913	-	15,012,073	-	-	14,238,429	-
20万人以上30万未満（１５ 市）平均			859,913	-	-	-	4,067,585	-	14,386,545	-	-	13,511,461	-
20万人以下（３ 市）平均			868,000	-	-	-	4,461,315	-	14,877,315	-	-	12,444,096	-
中核市（６２市）平均			889,969	-	-	-	4,361,063	-	15,040,695	-	-	13,806,326	-

※１　R7.1.1現在　地方行財政調査会 2025.7.2付 第6950号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。
※２　R7.4.1現在　地方行財政調査会 2025.8.27公開「都市の市長・副市長、議員報酬等調べ」による。

青森市特別職職員の給料等の額の推移

（単位：千円/月）

区　分		平成9年8月1日				平成15年4月1日				平成16年4月1日（削減措置）			
		改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市　長	1,180	1,205	25	2.12%	1,205	1,180	△ 25	△ 2.07%	1,180	1,062	△ 118	△ 10.00%
	副市長（助役）	930	950	20	2.15%	950	931	△ 19	△ 2.00%	931	884.45	△ 46.55	△ 5.00%
	収入役	810	825	15	1.85%	825	808	△ 17	△ 2.06%	808	767.60	△ 40.40	△ 5.00%
議員	議　長	700	725	25	3.57%	725	718	△ 7	△ 0.97%	718	－	－	－
	副議長	640	665	25	3.91%	665	658	△ 7	△ 1.05%	658	－	－	－
	議　員	615	640	25	4.07%	640	633	△ 7	△ 1.09%	633	－	－	－

区　分		平成18年4月1日（削減措置）				平成24年4月1日（削減措置）				平成25年4月1日（削減措置）			
		本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市　長	1,180	944	△ 236	△ 20.00%	1,180	908.60	△ 271.40	△ 23.00%	1,180	908.60	△ 271.40	△ 23.00%
	副市長	931	837.90	△ 93.10	△ 10.00%	931	828.59	△ 102.41	△ 11.00%	931	828.59	△ 102.41	△ 11.00%
議員	議　長	718	－	－	－	718	－	－	－	718	646.20	△ 71.80	△ 10.00%
	副議長	658	－	－	－	658	－	－	－	658	592.20	△ 65.80	△ 10.00%
	議　員	633	－	－	－	633	－	－	－	633	569.70	△ 63.30	△ 10.00%

区　分		平成25年7月1日（削減措置）				平成27年1月1日（削減措置）				平成29年1月1日（削減なし）			
		本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市　長	1,180	771.80	△ 408.20	△ 34.59%	1,000.00	850.00	△ 150.00	△ 15.00%	1,000.00	850.00	△ 150.00	△ 15.00%
	副市長	931	745.20	△ 185.80	△ 19.96%	788.00	748.60	△ 39.40	△ 5.00%	788.00	748.60	△ 39.40	△ 5.00%
議員	議　長	718	646.20	△ 71.80	△ 10.00%	646.20	646.20	0.00	0.00%	658.00	-	－	－
	副議長	658	592.20	△ 65.80	△ 10.00%	592.20	592.20	0.00	0.00%	603.00	-	－	－
	議　員	633	569.70	△ 63.30	△ 10.00%	569.70	569.70	0.00	0.00%	580.00	-	－	－

（単位：千円/月）

区分		平成29年4月1日（削減措置）				平成30年4月1日（削減措置）				平成31年4月1日（削減措置）			
		本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市 長	1,000.00	750.00	△ 250.00	△ 25.00%	1,000.00	800.00	△ 200.00	△ 20.00%	1,000.00	850.00	△ 150.00	△ 15.00%
	副市長	788.00	669.80	△ 118.20	△ 15.00%	788.00	709.20	△ 78.80	△ 10.00%	788.00	748.60	△ 39.40	△ 5.00%
議員	議 長	658.00	613.00	△ 45.00	△ 6.84%	658.00	-	―	―	658.00	-	―	―
	副議長	603.00	562.00	△ 41.00	△ 6.80%	603.00	-	―	―	603.00	-	―	―
	議 員	580.00	541.00	△ 39.00	△ 6.72%	580.00	-	―	―	580.00	-	―	―

区分		令和2年4月1日（削減措置）				令和2年7月1日（削減措置/コロナ影響）				令和3年4月1日（削減措置/コロナ影響）			
		本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市 長	1,000.00	900.00	△ 100.00	△ 10.00%	1,000.00	800.00	△ 200.00	△ 20.00%	1,000.00	800.00	△ 200.00	△ 20.00%
	副市長	788.00	788.00	-	―	788.00	669.80	△ 118.20	△ 15.00%	788.00	669.80	△ 118.20	△ 15.00%
議員	議 長	658.00	658.00	-	―	658.00	658.00	-	―	658.00	-	―	―
	副議長	603.00	603.00	-	―	603.00	603.00	-	―	603.00	-	―	―
	議 員	580.00	580.00	-	―	580.00	580.00	-	―	580.00	-	―	―

区分		令和4年4月1日～			
		本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市 長	1,000.00	-	―	―
	副市長	788.00	-	―	―
議員	議 長	658.00	-	―	―
	副議長	603.00	-	―	―
	議 員	580.00	-	―	―

※市長等の給料の額について
平成26年12月31日までの削減後の額は、条例で規定されている上限額の範囲内で市長が定めた額。
平成27年 1月 1日以降の削減後の額は、条例附則で明記された額。
平成29年 1月 1日以降は、条例本則に明記された額。

人事院勧告における官民格差

■人事院勧告

年度		官民格差		備考
			累計	
2016	H28	0.17%		改定
2017	H29	0.15%		
2018	H30	0.16%	0.31%	
2019	R1	0.09%	0.40%	
2020	R2	-0.04%	0.36%	
2021	R3	0.00%	0.36%	
2022	R4	0.23%	0.59%	
2023	R5	0.96%	1.55%	
2024	R6	2.76%	4.31%	
2025	R7	3.62%	7.93%	

地方公務員（一般職）の給与決定の原則

原　　則	内　　容	該当条項
職務給の原則	職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならない。	地方公務員法第 24 条第１項
均衡の原則	職員の給与は、(1) 生計費、(2) 国及び他の地方公共団体の職員の給与、(3) 民間事業の従事者の給与、(4) その他の事情を考慮して定めなければならない。	地方公務員法第 24 条第 2 項
条例主義	職員の給与は、条例で定めなければならず、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない。	地方公務員法第 24 条第 5 項、第 25 条第 1 項、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項、第 204 条第 3 項、第 204 条の 2

○地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日）
（法律第六十七号）

第二百三条　普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
②　普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
③　普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
④　議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
(平二〇法六九・追加)

10-02

地方自治法第 203 条の解説

出典：新版　逐条地方自治法　第７次改定版

※　著作権保護　※

議員報酬月額

令和7年4月1日現在

役職	H26審議会	H28改正前	H28審議会	H28改正後
	答申	条例本則	答申	条例本則
議　　長	659,000円	646,200円	658,000円	658,000円
副議長	604,000円	592,200円	603,000円	603,000円
議　　員	581,000円	569,700円	580,000円	580,000円

《参考》

【議長】

削減措置の期間	条例	削減措置		
	給料月額	削減率 （条例との比較）	削減後の給料月額	削減率 （直近の削減後の給料月額との比較）
平成16年4月1日～平成25年3月31日	718,000円	-	-	-
平成25年4月1日～平成26年12月31日		10%	646,200円	-
平成27年1月1日～平成28年12月31日	646,200円	-	-	-
平成29年1月1日～平成29年3月31日	658,000円	-	-	-
平成29年4月1日～平成30年3月31日		6.84%	613,000円	△5%
平成30年4月1日～		-	-	-

【副議長】

削減措置の期間	条例	削減措置		
	給料月額	削減率 （条例との比較）	削減後の給料月額	削減率 （直近の削減後の給料月額との比較）
平成16年4月1日～平成25年3月31日	658,000円	-	-	-
平成25年4月1日～平成26年12月25日		10%	592,200円	-
平成27年1月1日～平成28年12月31日	592,200円	-	-	-
平成29年1月1日～平成29年3月31日	603,000円	-	-	-
平成29年4月1日～平成30年3月31日		6.80%	562,000円	△5%
平成30年4月1日～		-	-	-

【議員】

削減措置の期間	条例	削減措置		
	給料月額	削減率 （条例との比較）	削減後の給料月額	削減率 （直近の削減後の給料月額との比較）
平成16年4月1日～平成25年3月31日	633,000円	-	-	-
平成25年4月1日～平成26年12月25日		10%	569,700円	-
平成27年1月1日～平成28年12月31日	569,700円	-	-	-
平成29年1月1日～平成29年3月31日	580,000円	-	-	-
平成29年4月1日～平成30年3月31日		6.72%	541,000円	△5%
平成30年4月1日～		-	-	-

人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の報酬等（議長・副議長・議員）　資料１２－０１

○ 議長

令和７年4月1日現在

№	都市名	人口※1	議員報酬月額 ※2 条例規定額	順位	期末手当 ※3 年間支給割合	役職加算	年間支給額	順位	年収額 本則	順位
1	函館市	236,515	630,000	58	4.600	20%	3,477,600	35	11,037,600	50
2	旭川市	316,183	630,000	58	4.600	20%	3,477,600	35	11,037,600	50
3	**青森市**	263,512	658,000	**50**	3.400	20%	2,684,640	61	10,580,640	58
4	八戸市	215,080	687,000	41	3.400	20%	2,802,960	57	11,046,960	49
5	盛岡市	277,423	711,000	34	3.450	20%	2,943,540	48	11,475,540	40
6	秋田市	293,729	704,000	35	3.375	20%	2,851,200	53	11,299,200	41
7	山形市	236,164	740,000	21	3.400	45%	3,648,200	25	12,528,200	24
8	福島市	264,652	682,000	44	3.450	20%	2,823,480	55	11,007,480	53
9	郡山市	312,433	685,000	42	3.450	20%	2,835,900	54	11,055,900	48
10	いわき市	303,171	700,000	36	3.450	20%	2,898,000	50	11,298,000	42
11	水戸市	267,467	700,000	36	3.450	45%	3,501,750	34	11,901,750	33
12	宇都宮市	514,595	800,000	4	4.600	20%	4,416,000	3	14,016,000	3
13	前橋市	329,120	655,000	53	3.450	45%	3,276,636	41	11,136,636	46
14	高崎市	365,972	635,000	57	4.550	20%	3,467,100	37	11,087,100	47
15	川越市	352,805	641,000	56	4.600	20%	3,538,320	32	11,230,320	44
16	川口市	607,447	748,000	17	3.700	45%	4,013,020	13	12,989,020	15
17	越谷市	342,327	657,000	51	4.600	20%	3,626,640	27	11,510,640	39
18	船橋市	649,393	759,000	14	4.600	20%	4,189,680	10	13,297,680	12
19	柏市	437,634	677,600	46	4.600	20%	3,740,352	20	11,871,552	34
20	八王子市	559,083	750,000	15	4.850	20%	4,365,000	4	13,365,000	11
21	横須賀市	379,041	743,000	20	3.450	45%	3,716,857	21	12,632,857	22
22	富山市	403,757	715,000	33	3.450	45%	3,576,787	30	12,156,787	30
23	金沢市	443,123	810,000	3	3.450	40%	3,912,300	16	13,632,300	6
24	福井市	254,029	740,000	21	3.450	40%	3,574,200	31	12,454,200	25
25	甲府市	183,848	660,000	48	3.450	20%	2,732,400	59	10,652,400	56
26	長野市	362,609	732,000	27	3.450	45%	3,661,830	24	12,445,830	26
27	松本市	234,111	617,000	60	3.450	45%	3,086,542	44	10,490,542	59
28	岐阜市	399,127	770,000	9	4.550	20%	4,204,200	9	13,444,200	8
29	豊橋市	366,089	716,000	32	3.450	45%	3,581,790	29	12,173,790	29
30	岡崎市	382,656	740,000	21	3.450	45%	3,701,850	22	12,581,850	23
31	一宮市	376,861	648,000	55	3.450	45%	3,241,620	43	11,017,620	52
32	豊田市	414,750	767,000	10	3.450	45%	3,836,916	18	13,040,916	14
33	大津市	343,600	657,000	51	3.450	20%	2,719,980	60	10,603,980	57
34	豊中市	405,955	730,000	30	4.600	20%	4,029,600	12	12,789,600	17
35	吹田市	384,506	740,000	21	4.350	20%	3,862,800	17	12,742,800	20
36	高槻市	345,589	750,000	15	4.550	20%	4,095,000	11	13,095,000	13
37	枚方市	392,328	766,000	11	4.600	20%	4,228,320	7	13,420,320	9
38	八尾市	259,158	700,000	36	4.300	20%	3,612,000	28	12,012,000	31
39	寝屋川市	224,378	745,000	18	4.250	20%	3,799,500	19	12,739,500	21
40	東大阪市	477,700	720,000	31	3.900	20%	3,369,600	40	12,009,600	32
41	姫路市	523,181	823,000	2	4.600	20%	4,542,960	2	14,418,960	2
42	尼崎市	457,508	797,000	5	3.450	45%	3,986,992	15	13,550,992	7
43	明石市	307,235	732,000	27	4.550	20%	3,996,720	14	12,780,720	18
44	西宮市	480,818	827,000	1	4.600	20%	4,565,040	1	14,489,040	1
45	奈良市	347,187	733,000	26	3.300	45%	3,507,405	33	12,303,405	28
46	和歌山市	352,941	790,000	6	4.600	20%	4,360,800	5	13,840,800	4
47	鳥取市	179,215	584,000	62	3.450	45%	2,921,460	49	9,929,460	62
48	松江市	194,313	611,000	61	3.450	40%	2,951,130	47	10,283,130	60
49	倉敷市	473,670	780,000	8	4.600	20%	4,305,600	6	13,665,600	5
50	呉市	201,242	660,000	48	4.600	20%	3,643,200	26	11,563,200	38
51	福山市	455,028	765,000	13	4.600	20%	4,222,800	8	13,402,800	10
52	下関市	243,422	655,000	53	2.500	45%	2,374,375	62	10,234,375	61
53	高松市	417,660	735,000	25	3.450	20%	3,042,900	45	11,862,900	35
54	松山市	496,666	732,000	27	3.450	20%	3,030,480	46	11,814,480	36
55	高知市	312,228	678,000	45	3.450	20%	2,806,920	56	10,942,920	54
56	久留米市	300,199	683,000	43	3.450	45%	3,416,706	39	11,612,706	37
57	長崎市	390,551	744,000	19	3.450	35%	3,465,180	38	12,393,180	27
58	佐世保市	233,507	672,000	47	3.450	20%	2,782,080	58	10,846,080	55
59	大分市	472,898	766,000	11	3.450	40%	3,699,780	23	12,891,780	16
60	宮崎市	394,504	696,000	39	3.450	20%	2,881,440	51	11,233,440	43
61	鹿児島市	591,263	790,000	6	3.450	20%	3,270,600	42	12,750,600	19
62	那覇市	313,424	694,000	40	3.450	20%	2,873,160	52	11,201,160	45
50万人以上（６ 市）平均			778,333	-	-	-	4,132,877	-	13,472,877	-
40万人以上50万人未満（１３ 市）平均			755,508	-	-	-	3,793,781	-	12,859,873	-
30万人以上40万未満（２５　市）平均			704,600	-	-	-	3,497,711	-	11,952,911	-
20万人以上30万未満（１５　市）平均			686,733	-	-	-	3,173,684	-	11,414,484	-
20万人以下（３ 市）平均			618,333	-	-	-	2,868,330	-	10,288,330	-
中核市（６２市）平均			713,913	-	-	-	3,512,410	-	12,079,365	-

※１　R7.1.1現在　地方行財政調査会 2025.7.2付 第6950号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※2、3　R7.4.1現在　地方行財政調査会 2025.8.27公開「都市の市長・副市長、議員報酬等調べ」による。

議長

○ 副議長

令和7年4月1日現在

№	都市名	人口※1	議員報酬月額 ※2		期末手当 ※3				年収額	
№	都市名	人口※1	条例規定額	順位	年間支給割合	役職加算	年間支給額	順位	本則	順位
1	函館市	236,515	560,000	58	4.600	20%	3,091,200	38	9,811,200	56
2	旭川市	316,183	560,000	58	4.600	20%	3,091,200	38	9,811,200	56
3	青森市	263,512	603,000	52	3.400	20%	2,460,240	61	9,696,240	58
4	八戸市	215,080	626,000	41	3.400	20%	2,554,080	55	10,066,080	51
5	盛岡市	277,423	645,000	35	3.450	20%	2,670,300	48	10,410,300	43
6	秋田市	293,729	655,000	29	3.375	20%	2,652,750	49	10,512,750	40
7	山形市	236,164	690,000	16	3.400	45%	3,401,700	20	11,681,700	21
8	福島市	264,652	635,900	39	3.450	20%	2,632,626	51	10,263,426	47
9	郡山市	312,433	638,000	38	3.450	20%	2,641,320	50	10,297,320	46
10	いわき市	303,171	660,000	28	3.450	20%	2,732,400	45	10,652,400	34
11	水戸市	267,467	630,000	40	3.450	45%	3,151,575	35	10,711,575	33
12	宇都宮市	514,595	710,000	9	4.600	20%	3,919,200	7	12,439,200	7
13	前橋市	329,120	620,000	44	3.450	45%	3,101,550	37	10,541,550	39
14	高崎市	365,972	605,000	51	4.550	20%	3,303,300	27	10,563,300	36
15	川越市	352,805	588,000	57	4.600	20%	3,245,760	31	10,301,760	45
16	川口市	607,447	684,000	20	3.700	45%	3,669,660	13	11,877,660	18
17	越谷市	342,327	591,000	55	4.600	20%	3,262,320	29	10,354,320	44
18	船橋市	649,393	686,000	18	4.600	20%	3,786,720	11	12,018,720	15
19	柏市	437,634	605,600	50	4.600	20%	3,342,912	25	10,610,112	35
20	八王子市	559,083	680,000	21	4.850	20%	3,957,600	6	12,117,600	11
21	横須賀市	379,041	680,000	21	3.450	45%	3,401,700	20	11,561,700	23
22	富山市	403,757	645,000	35	3.450	45%	3,226,612	33	10,966,612	31
23	金沢市	443,123	745,000	3	3.450	40%	3,598,350	16	12,538,350	6
24	福井市	254,029	670,000	25	3.450	40%	3,236,100	32	11,276,100	26
25	甲府市	183,848	610,000	49	3.450	20%	2,525,400	60	9,845,400	55
26	長野市	362,609	654,000	30	3.450	45%	3,271,635	28	11,119,635	28
27	松本市	234,111	554,000	60	3.450	45%	2,771,385	44	9,419,385	59
28	岐阜市	399,127	700,000	12	4.550	20%	3,822,000	9	12,222,000	9
29	豊橋市	366,089	651,000	33	3.450	45%	3,256,627	30	11,068,627	30
30	岡崎市	382,656	672,000	24	3.450	45%	3,361,680	22	11,425,680	24
31	一宮市	376,861	596,000	54	3.450	45%	2,981,490	43	10,133,490	48
32	豊田市	414,750	698,000	14	3.450	45%	3,491,745	19	11,867,745	19
33	大津市	343,600	611,000	47	3.450	20%	2,529,540	58	9,861,540	53
34	豊中市	405,955	690,000	16	4.600	20%	3,808,800	10	12,088,800	12
35	吹田市	384,506	700,000	12	4.350	20%	3,654,000	14	12,054,000	14
36	高槻市	345,589	710,000	9	4.550	20%	3,876,600	8	12,396,600	8
37	枚方市	392,328	727,000	5	4.600	20%	4,013,040	3	12,737,040	3
38	八尾市	259,158	650,000	34	4.300	20%	3,354,000	24	11,154,000	27
39	寝屋川市	224,378	705,000	11	4.250	20%	3,595,500	17	12,055,500	13
40	東大阪市	477,700	666,000	27	3.900	20%	3,116,880	36	11,108,880	29
41	姫路市	523,181	747,000	2	4.600	20%	4,123,440	2	13,087,440	2
42	尼崎市	457,508	717,000	8	3.450	45%	3,586,792	18	12,190,792	10
43	明石市	307,235	667,000	26	4.550	20%	3,641,820	15	11,645,820	22
44	西宮市	480,818	748,000	1	4.600	20%	4,128,960	1	13,104,960	1
45	奈良市	347,187	644,000	37	3.300	45%	3,081,540	40	10,809,540	32
46	和歌山市	352,941	720,000	6	4.600	20%	3,974,400	4	12,614,400	4
47	鳥取市	179,215	513,000	62	3.450	45%	2,566,283	54	8,722,283	62
48	松江市	194,313	527,000	61	3.450	40%	2,545,410	57	8,869,410	61
49	倉敷市	473,670	720,000	6	4.600	20%	3,974,400	4	12,614,400	4
50	呉市	201,242	600,000	53	4.600	20%	3,312,000	26	10,512,000	41
51	福山市	455,028	685,000	19	4.600	20%	3,781,200	12	12,001,200	16
52	下関市	243,422	590,000	56	2.500	45%	2,138,750	62	9,218,750	60
53	高松市	417,660	654,000	30	3.450	20%	2,707,560	46	10,555,560	37
54	松山市	496,666	654,000	30	3.450	20%	2,707,560	46	10,555,560	37
55	高知市	312,228	615,000	46	3.450	20%	2,546,100	56	9,926,100	52
56	久留米市	300,199	616,000	45	3.450	45%	3,081,540	40	10,473,540	42
57	長崎市	390,551	679,000	23	3.450	35%	3,162,442	34	11,310,442	25
58	佐世保市	233,507	611,000	47	3.450	20%	2,529,540	58	9,861,540	53
59	大分市	472,898	695,000	15	3.450	40%	3,356,850	23	11,696,850	20
60	宮崎市	394,504	625,000	43	3.450	20%	2,587,500	53	10,087,500	50
61	鹿児島市	591,263	738,000	4	3.450	20%	3,055,320	42	11,911,320	17
62	那覇市	313,424	626,000	41	3.450	20%	2,591,640	52	10,103,640	49
50万人以上（６ 市）平均			707,500	-	-	-	3,751,990	-	12,241,990	-
40万人以上50万人未満（１３ 市）平均			686,354	-	-	-	3,448,355	-	11,684,602	-
30万人以上40万未満（２５　市）平均			646,200	-	-	-	3,208,526	-	10,962,926	-
20万人以上30万未満（１５　市）平均			628,327	-	-	-	2,903,450	-	10,443,370	-
20万人以下（３ 市）平均			550,000	-	-	-	2,545,698	-	9,145,698	-
中核市（６２市）平均			651,573	-	-	-	3,205,525	-	11,024,396	-

※１　R7.1.1現在　地方行財政調査会 2025.7.2付 第6950号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※2、3　R7.4.1現在　地方行財政調査会 2025.8.27公開「都市の市長・副市長、議員報酬等調べ」による。

○ 議員

令和7年4月1日現在

№	都市名	人口※1	議員報酬月額 ※2		期末手当 ※3				年収額	
№	都市名	人口※1	条例規定額	順位	年間支給割合	役職加算	年間支給額	順位	本則	順位
1	函館市	236,515	510,000	59	4.600	20%	2,815,200	42	8,935,200	58
2	旭川市	316,183	520,000	58	4.600	20%	2,870,400	39	9,110,400	56
3	**青森市**	263,512	580,000	**49**	3.400	20%	2,366,400	59	9,326,400	54
4	八戸市	215,080	597,000	38	3.400	20%	2,435,760	53	9,599,760	48
5	盛岡市	277,423	617,000	27	3.450	20%	2,554,380	46	9,958,380	39
6	秋田市	293,729	625,000	24	3.375	20%	2,531,250	48	10,031,250	37
7	山形市	236,164	640,000	17	3.400	45%	3,155,200	24	10,835,200	20
8	福島市	264,652	599,000	37	3.450	20%	2,479,860	51	9,667,860	46
9	郡山市	312,433	600,000	35	3.450	20%	2,484,000	50	9,684,000	45
10	いわき市	303,171	630,000	21	3.450	20%	2,608,200	44	10,168,200	32
11	水戸市	267,467	590,000	40	3.450	45%	2,951,475	33	10,031,475	36
12	宇都宮市	514,595	670,000	5	4.600	20%	3,698,400	3	11,738,400	4
13	前橋市	329,120	585,000	44	3.450	45%	2,926,462	35	9,946,462	41
14	高崎市	365,972	570,000	53	4.550	20%	3,112,200	26	9,952,200	40
15	川越市	352,805	576,000	50	4.600	20%	3,179,520	22	10,091,520	33
16	川口市	607,447	641,000	15	3.700	45%	3,438,965	12	11,130,965	12
17	越谷市	342,327	575,000	51	4.600	20%	3,174,000	23	10,074,000	34
18	船橋市	649,393	613,000	30	4.600	20%	3,383,760	14	10,739,760	22
19	柏市	437,634	585,300	43	4.600	20%	3,230,856	20	10,254,456	30
20	八王子市	559,083	610,000	31	4.850	20%	3,550,200	8	10,870,200	19
21	横須賀市	379,041	646,000	14	3.450	45%	3,231,615	19	10,983,615	17
22	富山市	403,757	600,000	35	3.450	45%	3,001,500	32	10,201,500	31
23	金沢市	443,123	700,000	1	3.450	40%	3,381,000	15	11,781,000	3
24	福井市	254,029	630,000	21	3.450	40%	3,042,900	29	10,602,900	23
25	甲府市	183,848	590,000	40	3.450	20%	2,442,600	52	9,522,600	49
26	長野市	362,609	606,000	33	3.450	45%	3,031,515	31	10,303,515	29
27	松本市	234,111	497,000	60	3.450	45%	2,486,242	49	8,450,242	60
28	岐阜市	399,127	650,000	11	4.550	20%	3,549,000	9	11,349,000	9
29	豊橋市	366,089	585,000	44	3.450	45%	2,926,462	35	9,946,462	41
30	岡崎市	382,656	617,000	27	3.450	45%	3,086,542	28	10,490,542	26
31	一宮市	376,861	553,000	55	3.450	45%	2,766,382	43	9,402,382	53
32	豊田市	414,750	649,000	13	3.450	45%	3,246,622	18	11,034,622	16
33	大津市	343,600	563,000	54	3.450	20%	2,330,820	61	9,086,820	57
34	豊中市	405,955	635,000	19	4.600	20%	3,505,200	10	11,125,200	13
35	吹田市	384,506	650,000	11	4.350	20%	3,393,000	13	11,193,000	11
36	高槻市	345,589	660,000	8	4.550	20%	3,603,600	7	11,523,600	8
37	枚方市	392,328	669,000	7	4.600	20%	3,692,880	5	11,720,880	6
38	八尾市	259,158	610,000	31	4.300	20%	3,147,600	25	10,467,600	27
39	寝屋川市	224,378	660,000	8	4.250	20%	3,366,000	16	11,286,000	10
40	東大阪市	477,700	630,000	21	3.900	20%	2,948,400	34	10,508,400	25
41	姫路市	523,181	685,000	4	4.600	20%	3,781,200	2	12,001,200	2
42	尼崎市	457,508	640,000	17	3.450	45%	3,201,600	21	10,881,600	18
43	明石市	307,235	602,000	34	4.550	20%	3,286,920	17	10,510,920	24
44	西宮市	480,818	687,000	2	4.600	20%	3,792,240	1	12,036,240	1
45	奈良市	347,187	596,000	39	3.300	45%	2,851,860	40	10,003,860	38
46	和歌山市	352,941	660,000	8	4.600	20%	3,643,200	6	11,563,200	7
47	鳥取市	179,215	475,000	62	3.450	45%	2,376,188	58	8,076,188	62
48	松江市	194,313	497,000	60	3.450	40%	2,400,510	57	8,364,510	61
49	倉敷市	473,670	670,000	5	4.600	20%	3,698,400	3	11,738,400	4
50	呉市	201,242	550,000	56	4.600	20%	3,036,000	30	9,636,000	47
51	福山市	455,028	635,000	19	4.600	20%	3,505,200	10	11,125,200	13
52	下関市	243,422	545,000	57	2.500	45%	1,975,625	62	8,515,625	59
53	高松市	417,660	615,000	29	3.450	20%	2,546,100	47	9,926,100	43
54	松山市	496,666	623,000	26	3.450	20%	2,579,220	45	10,055,220	35
55	高知市	312,228	585,000	44	3.450	20%	2,421,900	55	9,441,900	51
56	久留米市	300,199	582,000	48	3.450	45%	2,911,455	37	9,895,455	44
57	長崎市	390,551	625,000	24	3.450	35%	2,910,937	38	10,410,937	28
58	佐世保市	233,507	571,000	52	3.450	20%	2,363,940	60	9,215,940	55
59	大分市	472,898	641,000	15	3.450	40%	3,096,030	27	10,788,030	21
60	宮崎市	394,504	583,000	47	3.450	20%	2,413,620	56	9,409,620	52
61	鹿児島市	591,263	686,000	3	3.450	20%	2,840,040	41	11,072,040	15
62	那覇市	313,424	586,000	42	3.450	20%	2,426,040	54	9,458,040	50
50万人以上（６ 市）平均			650,833	-	-	-	3,448,761	-	11,258,761	-
40万人以上50万人未満（１３ 市）平均			639,254	-	-	-	3,210,182	-	10,881,228	-
30万人以上40万未満（２５ 市）平均			602,960	-	-	-	2,993,301	-	10,228,821	-
20万人以上30万未満（１５ 市）平均			588,067	-	-	-	2,713,855	-	9,770,655	-
20万人以下（３ 市）平均			520,667	-	-	-	2,406,433	-	8,654,433	-
中核市（６２市）平均			607,618	-	-	-	2,986,848	-	10,278,261	-

※１　R7.1.1現在　地方行財政調査会 2025.7.2付 第6950号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。
※2、3　R7.4.1現在　地方行財政調査会 2025.8.27公開「都市の市長・副市長、議員報酬等調べ」による。

議員

議会費の前５か年の一般財源に対する構成割合

単位：千円

区分	普通会計総額		うち議会費		左の割合		
	決算額 ①	一般財源額 ②	決算額 ③	一般財源額 ④	決算額割合 ③/①	一般財源総額・議会費割合 ③/②	一般財源割合 ④/②
令和6年度	135,601,470	89,019,942	586,662	586,419	0.43%	0.66%	0.66%
令和5年度	136,641,299	82,760,293	572,107	571,896	0.42%	0.69%	0.69%
令和4年度	132,019,553	79,844,333	618,776	596,338	0.47%	0.77%	0.75%
令和3年度	136,837,199	78,632,432	619,628	619,422	0.45%	0.79%	0.79%
令和2年度	155,973,757	77,416,475	603,791	603,604	0.39%	0.78%	0.78%

○「議会費」とは、議員報酬、議会事務局職員給料、職員手当等の人件費や、旅費、市議会だより配布業務、市議会会議録に係る速記・テープ反訳業務等の委託料、需用費、負担金補助及び交付金など、議会に係る全ての経費をいう。

参照）青森市ホームページ　青森市財政状況等「財政状況資料集」

資料１２－０２

青森市の議員報酬月額総額の住民1人当たりの額と類似地方公共団体のそれとの比較

令和7年4月1日現在

№	都市名	人口※1	市議会議員報酬年額（議員報酬＋期末手当）※2			議員定数※3	議員報酬年額	議員報酬年額	順位
№	都市名	人口※1	議長（円）	副議長（円）	議員（円）	議員定数※3	合計（円）	合計/人口（円）	順位
1	函館市	236,515	11,037,600	9,811,200	8,935,200	27	244,228,800	1032.61	38
2	旭川市	316,183	11,037,600	9,811,200	9,110,400	34	312,381,600	987.98	46
3	**青森市**	263,512	10,580,640	9,696,240	9,326,400	32	300,068,880	1138.73	22
4	八戸市	215,080	11,046,960	10,066,080	9,599,760	28	270,706,800	1258.63	9
5	盛岡市	277,423	11,475,540	10,410,300	9,958,380	38	380,387,520	1371.15	5
6	秋田市	293,729	11,299,200	10,512,750	10,031,250	36	362,874,450	1235.41	13
7	山形市	236,164	12,528,200	11,681,700	10,835,200	33	360,101,100	1524.79	3
8	福島市	264,652	11,007,480	10,263,426	9,667,860	34	330,642,426	1249.35	11
9	郡山市	312,433	11,055,900	10,297,320	9,684,000	38	369,977,220	1184.18	19
10	いわき市	303,171	11,298,000	10,652,400	10,168,200	37	377,837,400	1246.28	12
11	水戸市	267,467	11,901,750	10,711,575	10,031,475	28	283,431,675	1059.69	29
12	宇都宮市	514,595	14,016,000	12,439,200	11,738,400	45	531,206,400	1032.28	39
13	前橋市	329,120	11,136,636	10,541,550	9,946,462	38	379,750,818	1153.84	20
14	高崎市	365,972	11,087,100	10,563,300	9,952,200	38	379,929,600	1038.14	33
15	川越市	352,805	11,230,320	10,301,760	10,091,520	36	364,643,760	1033.56	37
16	川口市	607,447	12,989,020	11,877,660	11,130,965	42	470,105,280	773.90	62
17	越谷市	342,327	11,510,640	10,354,320	10,074,000	32	324,084,960	946.71	53
18	船橋市	649,393	13,297,680	12,018,720	10,739,760	50	540,824,880	832.82	60
19	柏市	437,634	11,871,552	10,610,112	10,254,456	36	371,133,168	848.04	57
20	八王子市	559,083	13,365,000	12,117,600	10,870,200	40	438,550,200	784.41	61
21	横須賀市	379,041	12,632,857	11,561,700	10,983,615	39	430,588,312	1135.99	23
22	富山市	403,757	12,156,787	10,966,612	10,201,500	38	390,377,399	966.86	48
23	金沢市	443,123	13,632,300	12,538,350	11,781,000	38	450,286,650	1016.17	42
24	福井市	254,029	12,454,200	11,276,100	10,602,900	32	341,817,300	1345.58	7
25	甲府市	183,848	10,652,400	9,845,400	9,522,600	32	306,175,800	1665.37	1
26	長野市	362,609	12,445,830	11,119,635	10,303,515	36	373,884,975	1031.10	40
27	松本市	234,111	10,490,542	9,419,385	8,450,242	31	264,966,945	1131.80	25
28	岐阜市	399,127	13,444,200	12,222,000	11,349,000	38	434,230,200	1087.95	26
29	豊橋市	366,089	12,173,790	11,068,627	9,946,462	36	361,422,125	987.25	47
30	岡崎市	382,656	12,581,850	11,425,680	10,490,542	37	391,176,500	1022.27	41
31	一宮市	376,861	11,017,620	10,133,490	9,402,382	38	359,636,862	954.30	52
32	豊田市	414,750	13,040,916	11,867,745	11,034,622	45	499,397,407	1204.09	16
33	大津市	343,600	10,603,980	9,861,540	9,086,820	38	347,591,040	1011.62	43
34	豊中市	405,955	12,789,600	12,088,800	11,125,200	34	380,884,800	938.24	54
35	吹田市	384,506	12,742,800	12,054,000	11,193,000	36	405,358,800	1054.23	31
36	高槻市	345,589	13,095,000	12,396,600	11,523,600	34	394,246,800	1140.80	21
37	枚方市	392,328	13,420,320	12,737,040	11,720,880	32	377,783,760	962.93	49
38	八尾市	259,158	12,012,000	11,154,000	10,467,600	26	274,388,400	1058.77	30
39	寝屋川市	224,378	12,739,500	12,055,500	11,286,000	24	273,087,000	1217.08	14
40	東大阪市	477,700	12,009,600	11,108,880	10,508,400	38	401,420,880	840.32	59
41	姫路市	523,181	14,418,960	13,087,440	12,001,200	45	543,558,000	1038.95	32
42	尼崎市	457,508	13,550,992	12,190,792	10,881,600	42	461,005,784	1007.65	45
43	明石市	307,235	12,780,720	11,645,820	10,510,920	30	318,732,300	1037.42	34
44	西宮市	480,818	14,489,040	13,104,960	12,036,240	41	497,007,360	1033.67	36
45	奈良市	347,187	12,303,405	10,809,540	10,003,860	39	393,255,765	1132.69	24
46	和歌山市	352,941	13,840,800	12,614,400	11,563,200	38	442,730,400	1254.40	10
47	鳥取市	179,215	9,929,460	8,722,283	8,076,188	32	260,937,383	1456.00	4
48	松江市	194,313	10,283,130	8,869,410	8,364,510	31	261,723,330	1346.92	6
49	倉敷市	473,670	13,665,600	12,614,400	11,738,400	43	507,554,400	1071.54	28
50	呉市	201,242	11,563,200	10,512,000	9,636,000	32	311,155,200	1546.17	2
51	福山市	455,028	13,402,800	12,001,200	11,125,200	38	425,911,200	936.01	55
52	下関市	243,422	10,234,375	9,218,750	8,515,625	34	291,953,125	1199.37	17
53	高松市	417,660	11,862,900	10,555,560	9,926,100	40	399,610,260	956.78	51
54	松山市	496,666	11,814,480	10,555,560	10,055,220	43	434,634,060	875.10	56
55	高知市	312,228	10,942,920	9,926,100	9,441,900	34	323,009,820	1034.53	35
56	久留米市	300,199	11,612,706	10,473,540	9,895,455	36	358,531,716	1194.31	18
57	長崎市	390,551	12,393,180	11,310,442	10,410,937	40	419,319,228	1073.66	27
58	佐世保市	233,507	10,846,080	9,861,540	9,215,940	33	306,401,760	1312.17	8
59	大分市	472,898	12,891,780	11,696,850	10,788,030	44	477,685,890	1010.12	44
60	宮崎市	394,504	11,233,440	10,087,500	9,409,620	40	378,886,500	960.41	50
61	鹿児島市	591,263	12,750,600	11,911,320	11,072,040	45	500,759,640	846.93	58
62	那覇市	313,424	11,201,160	10,103,640	9,458,040	40	380,710,320	1214.68	15
50万人以上（６市）平均			13,472,877	12,241,990	11,258,760.8	-	504,167,400	884.88	-
40万人以上50万人未満（１３市）平均			12,859,873	11,684,602	10,881,228.3	-	438,223,789	977.28	-
30万人以上40万未満（２５市）平均			11,952,911	10,962,926	10,228,821.2	-	375,988,031	1075.25	-
20万人以上30万未満（１５市）平均			11,414,484	10,443,370	9,770,655.5	-	306,414,092	1245.42	
20万人以下（３市）平均			10,288,330	9,145,698	8,654,432.7	-	276,278,838	1489.43	-
中核市（６２市）平均			12,079,365	11,024,396	10,278,261.2	-	379,784,876	1097.50	-

※１　R7.1.1現在　地方行財政調査会 2025.7.2付 第6950号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※2、3　R7.4.1現在　地方行財政調査会 2025.8.27公開「都市の市長・副市長、議員報酬等調べ」による。

※３　R7.4.1現在　各自治体ホームページ掲載例規集による。

青　森　市　議　会　要　覧

令和７年度版

青森市議会事務局

5　本会議の傍聴

（１）傍聴券（傍聴証）の交付

一般の傍聴者に対しては、会議当日のみ傍聴できる傍聴券を先着順で交付し、住所、氏名、年齢を記入していただいている。また、報道関係者及び市職員で議長が特に必要と認めた者には、会期を通じて傍聴できる傍聴証を交付している。（基本的に市政記者に交付している。）

（２）傍聴席

一般席と報道関係者席に分かれており、一般席 87 席、報道関係者席 14 席を設けている。また、一般席の最前列等の席は、高齢者や障がいのある方の優先席としている。

（３）本会議傍聴者数

定　例　会 臨時会の別	会　　期 （月・日）	日数	本会議 （日）	傍聴者数（人）
令和６年 第２回定例会	５.31～６.26	27 日	8 日	95 人
令和６年 第３回定例会	８.28～９.27	31 日	8 日	74 人
令和６年 第４回定例会	11.28～12.25	28 日	9 日	76 人
令和７年 第１回臨時会	１.27	1 日	1 日	1 人
令和７年 第１回定例会	２.20～３.24	33 日	8 日	78 人
合　　計		120 日	34 日	324 人

６　本会議開催状況（定例会・臨時会別内訳）

定　例　会 臨時会の別	会期 （月・日）	 日数	本会議 （日）	実質会議時間 （時間：分）	会議時間 （時間：分）
令和６年 第２回定例会	５.31～６.26	27 日	８日	24：46	31：35
令和６年 第３回定例会	８.28～９.27	31 日	８日	27：19	35：21
令和６年 第４回定例会	11.28～12.25	28 日	９日	26：27	34：32
令和７年 第１回臨時会	1.27	１日	１日	00：58	00：58
令和７年 第１回定例会	２.20～３.24	33 日	８日	27：08	34：27
合　　　計		120 日	34 日	106：38	136：53

9　議員提出議案等一覧表

提出時期	議案番号	件　　名	議　決年月日	結果	意見書等提出先
令和６年第２回定例会	11	パレスチナ・ガザ地区における即時停戦への働きかけ及び医療・人道支援等の強化を求める意見書	R6.6.26	原案可決	内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長
令和６年第２回定例会	12	再審法（刑事訴訟法）の一部改正を求める意見書	R6.6.26	否決	内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長
令和６年第２回定例会	13	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	R6.6.26	原案可決	内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長
令和６年第２回定例会	14	下水道の維持管理・更新におけるウォーターＰＰＰ導入に向けての丁寧な対応を求める意見書	R6.6.26	原案可決	国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）
令和６年第２回定例会	15	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書	R6.6.26	原案可決	総務大臣、国土交通大臣、デジタル大臣
令和６年第２回定例会	16	地域におけるこども誰でも通園制度の制度拡充等を求める意見書	R6.6.26	原案可決	財務大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策）
令和６年第２回定例会	17	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書	R6.6.26	原案可決	総務大臣、厚生労働大臣、共生社会担当大臣
令和６年第２回定例会	18	健康保険証の存続を求める意見書	R6.6.26	原案可決	内閣総理大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣、衆議院議長、参議院議長
令和６年第３回定例会	19	自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書	R6.9.27	原案可決	経済産業大臣、国土交通大臣
令和６年第３回定例会	20	慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書	R6.9.27	原案可決	財務大臣、厚生労働大臣
令和６年第３回定例会	21	障害福祉サービス等報酬の見直し等を求める意見書	R6.9.27	否決	内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
令和６年第３回定例会	22	令和７年度保険者努力支援制度（取組評価分）の評価指標の撤廃を求める意見書	R6.9.27	原案可決	厚生労働大臣
令和６年第３回定例会	23	学校の働き方改革、長時間労働の是正を求める意見書	R6.9.27	原案可決	総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣
令和６年第４回定例会	24	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	R6.12.25	原案可決	内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、衆議院議長、参議院議長
令和６年第４回定例会	25	生活保護基準を引き上げることを求める意見書	R6.12.25	否決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
令和７年第１回定例会	1	青森市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	R7.3.24	原案可決	＊＊＊＊＊＊
令和７年第１回定例会	2	青森市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R7.3.24	原案可決	＊＊＊＊＊＊
令和７年第１回定例会	3	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	R7.3.24	原案可決	内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長
令和７年第１回定例会	4	性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書	R7.3.24	原案可決	内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
令和７年第１回定例会	5	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書	R7.3.24	原案可決	内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長
令和７年第１回定例会	6	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書	R7.3.24	原案可決	内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長
令和７年第１回定例会	7	高額療養費制度の負担上限額引上げの撤回を求める意見書	R7.3.24	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

（４）開催概要

開催内容＼委員会名		総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会	備　　考
令和６年4月	開催月日	4月19日	4月19日	4月19日	4月19日	
	会議時間（分）	10:00 ～ 10:33	9:59 ～ 10:47	11:00 ～ 11:50	11:01 ～ 11:07	
		0:33	0:48	0:50	0:06	
	会議種別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	
5月	開催月日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	
	会議時間（分）	10:00 ～ 10:56	11:00 ～ 11:23	9:57 ～ 10:17	10:00 ～ 10:36	
		0:56	0:23	0:20	0:36	
	会議種別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	
6月	開催月日	6月13日	6月13日	6月13日	6月13日	
	会議時間（分）	10:30 ～ 11:45	10:27 ～ 11:01	11:49 ～ 12:10	11:13 ～ 11:37	
		1:15	0:34	0:21	0:24	
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
7月	開催月日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	
	会議時間（分）	11:00 ～ 11:07	11:00 ～ 11:33	9:58 ～ 10:14	9:57 ～ 10:47	
		0:07	0:33	0:16	0:50	
	会議種別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (1人)	8人中8人 (1人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
8月	開催月日	8月20日	8月20日	8月20日	8月20日	
	会議時間（分）	10:00 ～ 10:34	10:00 ～ 11:25	9:56 ～ 11:00	9:57 ～ 10:43	
		0:34	1:25	1:04	0:46	
	会議種別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
9月	開催月日	9月10日	9月10日	9月10日	9月10日	
	会議時間（分）	10:35 ～ 10:59	10:35 ～ 11:59	10:34 ～ 11:10	10:35 ～ 11:27	
		0:24	1:24	0:36	0:52	
	会議種別	委員会	委員会	委員会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (1人)	8人中8人 (1人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
10月	開催月日	10月21日	10月21日	10月21日	10月21日	
	会議時間（分）	10:00 ～ 10:13	10:00 ～ 10:44	9:59 ～ 10:21	9:59 ～ 10:05	
		0:13	0:44	0:22	0:06	
	会議種別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
11月	開催月日	11月20日	11月20日	11月20日	11月20日	
	会議時間（分）	10:00 ～ 10:10	9:58 ～ 11:35	9:57 ～ 10:46	9:58 ～ 10:22	
		0:10	1:37	0:49	0:24	
	会議種別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	
12月	開催月日	12月4日	12月4日	12月4日	12月4日	
	会議時間（分）	10:10 ～ 10:15	10:20 ～ 10:25	10:10 ～ 10:13	10:20 ～ 10:24	
		0:05	0:05	0:03	0:04	
	会議種別	組織会	組織会	組織会	組織会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
	開催月日	12月12日	12月12日	12月12日	12月12日	
	会議時間（分）	10:24 ～ 10:49	10:24 ～ 11:48	10:24 ～ 11:15	10:24 ～ 11:27	
		0:25	1:24	0:51	1:03	
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (1人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (1人)	
令和７年1月	開催月日	1月21日	1月21日	1月21日	1月21日	
	会議時間（分）	9:58 ～ 10:36	9:58 ～ 11:21	9:59 ～ 10:54	9:58 ～ 10:13	
		0:38	1:23	0:55	0:15	
	会議種別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中6人 (0人)	8人中8人 (0人)	
2月	開催月日	2月12日	2月12日	2月12日	2月12日	
	会議時間（分）	10:00 ～ 11:10	9:59 ～ 10:59	9:59 ～ 10:55	9:58 ～ 10:46	
		1:10	1:00	0:56	0:48	
	会議種別	協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中7人 (0人)	
3月	開催月日	3月6日	3月6日	3月6日	3月6日	
	会議時間（分）	10:25 ～ 11:29	10:24 ～ 11:48	10:25 ～ 11:47	10:25 ～ 11:27	
		1:04	1:24	1:22	1:02	
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (4人)	8人中8人 (0人)	
視　察		総務企画常任委員会（５月：奈良市、伊丹市）、文教経済常任委員会（５月：倉敷市、広島市） 都市建設常任委員会（５月：川崎市、横浜市）、民生環境常任委員会（４月：明石市、尼崎市）				

（4）開催概要

開催内容 ＼ 委員会名		雪対策特別委員会	危機管理対策特別委員会	備　考
令和６年４月	開催月日			
	会議時間（分）			
	会議種別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
５月	開催月日	5月17日	5月17日	
	会議時間（分）	13:00 ～ 13:42	10:59 ～ 11:17	
		0:42	0:18	
	会議種別	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	
６月	開催月日			
	会議時間（分）			
	会議種別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
７月	開催月日			
	会議時間（分）			
	会議種別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
８月	開催月日	8月16日	8月16日	
	会議時間（分）	12:58 ～ 13:12	13:58 ～ 14:14	
		0:14	0:16	
	会議種別	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	
９月	開催月日			
	会議時間（分）			
	会議種別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
10月	開催月日	10月21日		
	会議時間（分）	10:59 ～ 11:31		
		0:32		
	会議種別	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)		
11月	開催月日		11月1日	
	会議時間（分）		11:00 ～ 11:13	
			0:13	
	会議種別		委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中7人 (0人)	
12月	開催月日	12月4日	12月4日	
	会議時間（分）	10:25 ～ 10:28	10:30 ～ 10:33	
		0:03	0:03	
	会議種別	組織会	組織会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
令和７年１月	開催月日	1月14日		
	会議時間（分）	9:59 ～ 11:46		
		1:47		
	会議種別	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中6人 (0人)		
２月	開催月日	2月12日	2月7日	
	会議時間（分）	13:01 ～ 13:39	10:59 ～ 11:29	
		0:38	0:30	
	会議種別	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	
３月	開催月日			
	会議時間（分）			
	会議種別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
視　察		雪対策特別委員会（7月：金沢市） 危機管理対策特別委員会（7月：神戸市）		

（６）理事会

予算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を１名選出し、理事会を設ける。

なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。

（７）開催概要

開催内容＼委員会名		予算特別委員会				備考
令和６年６月	開催月日	6月13日	6月18日	6月19日		
	会議時間（分）	10:10 ~ 10:14	10:00 ~ 16:24	10:00 ~ 13:44		
		0:04	6:24	3:44		
	（休憩時間）		1:40	1:05		
	（実会議時間）	0:04	4:44	2:39		
	会議種別	組織会	委員会	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数	19人中19人 (0人)	19人中19人 (1人)	19人中19人 (0人)		
9月	開催月日	9月10日	9月18日	9月19日		
	会議時間（分）	10:12 ~ 10:19	10:00 ~ 16:20	10:00 ~ 12:02		
		0:07	6:20	2:02		
	（休憩時間）		1:31			
	（実会議時間）	0:07	4:49	2:02		
	会議種別	組織会	委員会	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数	19人中19人 (0人)	19人中19人 (1人)	19人中19人 (0人)		
12月	開催月日	12月12日	12月17日	12月18日		
	会議時間（分）	10:05 ~ 10:09	10:00 ~ 16:14	10:00 ~ 13:37		
		0:04	6:14	3:37		
	（休憩時間）		1:39	1:01		
	（実会議時間）	0:04	4:35	2:36		
	会議種別	組織会	委員会	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数	19人中19人 (0人)	19人中19人 (2人)	19人中19人 (0人)		
令和７年３月	開催月日	3月6日	3月11日	3月12日	3月14日	
	会議時間（分）	10:10 ~ 10:15	10:00 ~ 16:28	10:00 ~ 16:32	10:00 ~ 13:49	
		0:05	6:28	6:32	3:49	
	（休憩時間）		1:36	1:33	1:30	
	（実会議時間）	0:05	4:52	4:59	2:19	
	会議種別	組織会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	20人中20人 (0人)	20人中20人 (0人)	20人中20人 (0人)	20人中20人 (2人)	

（7）開催概要

開催内容＼委員会名		決算特別委員会			備考
令和６年９月	開催月日	9月10日	9月13日	9月17日	
	会議時間（分）	10:01 ～ 10:08	10:00 ～ 16:35	10:00 ～ 13:36	
		0:07	6:35	3:36	
	（休憩時間）		1:38	1:14	
	（実会議時間）	0:07	4:57	2:22	
	会議種別	組織会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	20人中20人 (0人)	20人中20人 (0人)	20人中20人 (6人)	

（５）開催概要

委員会名／開催内容		議会運営委員会					備考
令和６年 ４月	開催月日	4月22日					
	会議時間（分）	9:58 ～ 10:18					
		0:20					
	会議種別	委員会					
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)					
５月	開催月日	5月24日	5月29日				
	会議時間（分）	9:58 ～ 10:57	13:28 ～ 13:48				
		0:59	0:20				
	会議種別	委員会	委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中6人(0人)	7人中7人(0人)				
６月	開催月日	6月4日	6月6日	6月7日	6月25日		
	会議時間（分）	12:58 ～ 13:14	15:05 ～ 15:13	12:50 ～ 12:57	9:58 ～ 10:30		
		0:16	0:08	0:07	0:32		
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)		
７月	開催月日	7月17日	7月23日	7月30日			
	会議時間（分）	9:58 ～ 10:21	10:00 ～ 10:32	10:00 ～ 10:53			
		0:23	0:32	0:53			
	会議種別	委員会	委員会	委員会			
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中6人(0人)	7人中5人(0人)	7人中5人(0人)			
８月	開催月日	8月1日	8月2日	8月9日	8月21日	8月26日	
	会議時間（分）	10:00 ～ 10:27	13:29 ～ 13:53	10:00 ～ 10:57	10:00 ～ 10:46	13:30 ～ 13:55	
		0:27	0:24	0:57	0:46	0:25	
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中5人(0人)	7人中5人(0人)	7人中6人(0人)	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)	
	開催月日	8月30日					
	会議時間（分）	13:00 ～ 13:20					
		0:20					
	会議種別	委員会					
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)					
９月	開催月日	9月3日	9月4日	9月26日			
	会議時間（分）	15:26 ～ 15:30	12:49 ～ 13:05	10:00 ～ 10:28			
		0:04	0:16	0:28			
	会議種別	委員会	委員会	委員会			
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)			
10月	開催月日	10月21日					
	会議時間（分）	13:00 ～ 13:47					
		0:47					
	会議種別	委員会					
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)					
11月	開催月日	11月21日	11月26日	11月28日			
	会議時間（分）	10:00 ～ 10:34	13:30 ～ 13:58	10:16 ～ 10:19			
		0:34	0:28	0:03			
	会議種別	委員会	委員会	組織会			
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)			
12月	開催月日	12月2日	12月5日	12月6日	12月19日	12月24日	
	会議時間（分）	13:00 ～ 13:30	15:00 ～ 15:23	12:50 ～ 13:10	12:58 ～ 13:20	10:00 ～ 10:31	
		0:30	0:23	0:20	0:22	0:31	
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)	7人中6人(0人)	7人中6人(0人)	7人中7人(0人)	
令和７年 １月	開催月日	1月22日	1月23日				
	会議時間（分）	9:59 ～ 10:55	13:27 ～ 13:37				
		0:56	0:10				
	会議種別	委員会	委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)				
２月	開催月日	2月13日	2月18日	2月25日	2月27日	2月28日	
	会議時間（分）	10:00 ～ 10:46	10:00 ～ 10:28	13:00 ～ 13:18	15:35 ～ 15:44	12:50 ～ 12:57	
		0:46	0:28	0:18	0:09	0:07	
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中5人(0人)	7人中7人(0人)	7人中6人(0人)	7人中6人(0人)	7人中6人(0人)	
３月	開催月日	3月17日	3月21日				
	会議時間（分）	12:59 ～ 13:07	13:30 ～ 14:03				
		0:08	0:33				
	会議種別	委員会	委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数	7人中7人(0人)	7人中7人(0人)				
視察		7月：豊中市、さいたま市					

令和7年
第１回

青森市議会
議員とカダる会

市議会では、議会報告や市民の皆さんと議員が自由に意見交換を行う「議員とカダる会（議会報告・意見交換会）」を開催しています。

多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

渡部　伸広

里村　誠悦

赤平　勇人

中村　美津緒

木戸　喜美男

工藤　健

長谷川　章悦

花田　明仁

日時　令和7年5月８日（木）
18:00～20:00

場所　市役所本庁舎サードプレイス
１階ロビー

【第1部】議会報告

【第2部】意見交換会

テーマ：除排雪について

【第3部】 自由意見交換

※参加議員は当日変更することがあります。
※申込は不要ですので、直接会場へお越しください。
※駐車スペースが狭いため公共交通機関のご利用にご協力ください。

主催・お問い合わせ
青森市議会　TEL 017－734－5743　FAX 017－734－5824

令和7年
第１回

青森市議会
議員とカダる会

市議会では、議会報告や市民の皆さんと議員が自由に意見交換を行う「議員とカダる会（議会報告・意見交換会）」を開催しています。

多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

奈良　祥孝

蛯名　和子

中田　靖人

軽米　智雅子

天内　慎也

舘山　善也

奈良岡　隆

大矢　保

日時　令和7年5月 20 日（火）
16：00～18：00

場所　カクヒログループスーパーアリーナ
（青森市総合体育館）２階多目的室B

【第1部】議会報告

【第2部】意見交換会

テーマ：災害・防災について

【第3部】 自由意見交換

※参加議員は当日変更することがあります。
※申込は不要ですので、直接会場へお越しください。
※駐車スペースが狭いため公共交通機関のご利用にご協力ください。

主催・お問い合わせ
青森市議会　TEL 017－734－5743　FAX 017－734－5824

中核市とは

※中核市市長会ホームページ抜粋

中核市の概要

全国には、人口 1,000 人以下の村から 100 万人を超える大都市まで約 1,700 の市町村があります。しかし、これらの市町村は、政令指定都市を除き、法律等によって、ほとんど同じような事務権限が認められていました。そこで･･･

●人口 20 万人以上

要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度です。

※中核市制度以外の都市制度

・政令指定都市　人口 50 万人以上等。

・特例市　人口 20 万人以上等。H27.4.1 制度廃止

中核市が処理する主な事務

保健衛生に関する事務

・保健所の設置

・飲食店の営業等の許可

・温泉の利用許可

・旅館業・公衆浴場の経営許可

福祉に関する事務

・保育所の設置の認可、監督

・養護老人ホームの設置の認可、監督

・介護サービス事業者の指定

・身体障害者交付手帳の交付

教育に関する事務

・県費負担教職員の研修

環境に関する事務

・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可

・ばい煙発生施設の設置の届出の受理

まちづくりに関する事務

・屋外広告物の条例による設置制限

・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

資料１４－０１

写

平成２８年１０月１８日

青森市長　鹿内　博　様

青森市特別職報酬等審議会
会　長　　遠　藤　哲　哉

青森市特別職の職員の給料等の額について（答申）

当審議会は、平成２８年８月２日に市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額について諮問を受けて以来、公平・中立的な立場から所要の資料をもとに慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達しましたので、ここに答申致します。

１　審議会の結論

（１）市長等の給料等の額

市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額は、次の表に掲げる改定額が適正である。

区分	条例上の額 （本則・別表）	改定額	差額
市長	1,000,000 円	（改定なし）	－
副市長	788,000 円	（改定なし）	－
市議会議長	646,200 円	658,000 円	11,800 円
市議会副議長	592,200 円	603,000 円	10,800 円
市議会議員	569,700 円	580,000 円	10,300 円

（２）改定実施時期

改定の実施時期については、平成２９年１月１日とすることが適当である。

２　諮問事項（要旨）

平成 26 年度に設置した青森市特別職報酬等審議会において、特別職の給料等に係る適正水準たる金額の算定方法について一定の構築をみたことから、今年度における検討に当たっても平成 26 年度の議論の内容をベースとすることが合理的であると考える。

この考え方に基づき、現行の市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額について見直した場合、適正な額はいくらであるか（改定が必要かどうか）、また、改定が必要であるとするとき、その実施時期はいつとすべきか。

３　審議内容

（１）基本的な考え方

当審議会に対する市長からの諮問文書に記載されているとおり、平成 26 年度に設置された青森市特別職報酬等審議会（以下「H26 審議会」という。）において、特別職の給料等に係る適正水準たる金額の算定方法について一定の構築をみたところであるから、当審議会においても、この議論の内容をベースとすることが合理的であると考える。

また、H26 審議会が構築した算定方法とその考え方に特段の批判や異論があったとは認識していないこと、H26 審議会が答申した後、現在に至るまでの２年の間に、研究者によって特別職の給料等の算定に係る新たな学説や知見が発表されたとは認識していないこと、更にはその２年間で H26 審議会の算定方法等を覆すだけの大きな経済変動等の要素があるとは認められないことから、当審議会は、基本的に H26 審議会が構築した算定方法とその考え方を継続するものである。

（２）市長及び副市長の給料の額

上記考え方に基づき、H26 審議会が構築した算定方法に現時点での最新の数値を当てはめて適正な額を算定することとした。その内容は以下のとおりである。

H26 審議会においては、市長の給料額を決定するに当たり、消費者物価や社会情勢等様々な諸事情を反映させることができることから、他の中核市の市長の給料額を勘案して適正な金額を導くこととした。このとき、財政力指数を始めとする財政状況に係る複数の指数について標準偏差と正規分布曲線を用いて中核市の中で青森市がどの位置に分布しているかを表し、市長の給料の水準は、中核市の市長の給料額に係る正規分布曲線において、財政力指数等に係る正規分布曲線における青森市の分布位置と同様の位置となるよう決定することとした。

そして、当時の財政力指数等に係る青森市の分布位置が、概ね、平均μから標準偏差σの値を減じた値と平均μから標準偏差σの値の２倍を減じた値との中間であったことから、市長の給料の水準についても、正規分布曲線において同様の分布位置となるよう、1,000,000 円が適正であると決定した。

当審議会において、現時点における最新の数値を用いて各中核市の財政力指数等に係る正規分布曲線を求め、H26 審議会が用いた正規分布曲線と比較したところ、ほとんどの指数について大きな変化は見られず、特に財政力指数にあってはほぼ同様のものであった。(別紙参照)

したがって、上記 H26 審議会の考え方を継続し、市長の給料月額は 1,000,000 円が適正であると決定するものである。

副市長の給料について、市長の給料月額と副市長の給料月額との差はその職責の違いによるものと考えられるところ、これまでの市長の給料月額に対する副市長の給料月額の比率は、78.8%である。現時点においてこれを変更する特段の事情も見当たらないことから、この比率を維持し、副市長の給料月額は、788,000 円と決定するものである。

（３）市議会議員の議員報酬の額

市長及び副市長の給料の額同様、H26 審議会が構築した算定方法に現時点での最新の数値を当てはめて適正な額を算定することとした。その内容は以下のとおりである。

H26 審議会においては、議員の議員報酬額を決定するに当たり、国会議員の歳費を基準とする考え方、即ち、国家公務員の最高の給料額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、その割合を青森市に当てはめる方式を採用した。これは、国会法に規定されている国会議員の歳費に係る考え方を踏まえ、市議会議員においては国会議員同様に公選職という身分を有し、重要な職責を担って広範な議員活動が求められていることなどから、選挙で選ばれているわけではない一般職の青森市職員よりも高額な議員報酬を保証すべきであるという趣旨によるものである。

これを算定式に表すと、

$$\frac{\text{国会議員の歳費の額}}{\text{一般職の国家公務員の最高の給料額}} = \frac{\text{青森市議会議員の議員報酬の額}}{\text{一般職の青森市職員の最高の給料額}}$$

となる。このとき、現時点での最新の数値は、国会議員の歳費の額が 1,294,000 円、一般職の国家公務員の最高の給料額が 1,175,000 円、一般職の青森市職員の最高の給料額が 526,300 円であるから、青森市議会議員の議員報酬の額は 580,000 円と算定される。

したがって、上記 H26 審議会の考え方を継続し、議員の議員報酬月額は 580,000 円が適正であると決定するものである。

議長・副議長の議員報酬月額について、議員の議員報酬月額に対する直近の比率は、それぞれ 113.4%と 103.9%であるところ、副市長の給料月額を決定した考え方

と同様、現時点においてこれを変更する特段の事情も見当たらないことから、この比率を維持し、議長の議員報酬月額は 658,000 円と、副議長の議員報酬月額は 603,000 円と決定するものである。

（４）改定実施時期について

改定の実施時期については、できる限り早期にこの答申内容の実現を図るため、平成 29 年 1 月 1 日とすることが適当である。

４　附帯意見（審議会からの要望）

（１）　市長及び副市長の給料並びに市議会議員の議員報酬について、当審議会が答申する額は、本市の実情に応じ、その重要な職責を果たすことの対価として保証されるべき額として算定したものである。したがって、この額を条例の本則に規定した上で、これを特例的に減額しようとするのであれば、当該減額措置については条例の附則において期間を明示し規定するべきである。

（２）　議員報酬については、議会自らが審議会の答申を素材にして議論をすることを要望する。

（３）　一般的に市議会議員の活動状況は市民にとってわかりにくいものであるところ、これまで本市の議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような取組がなされてきたことが認められるが、今後も引き続きそのような方策や体制の構築に取り組まれることを要望する。

別紙

財政状況に関する各種データの類似団体比較及び正規分布曲線を用いた市長の給料月額の位置付け

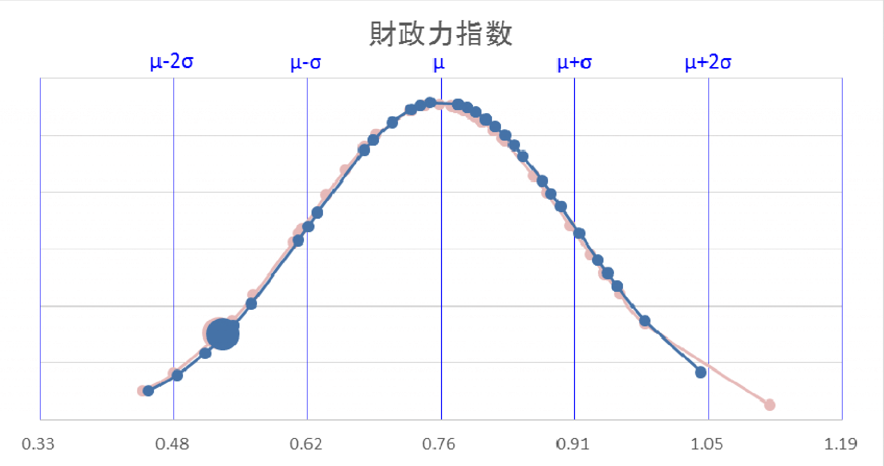

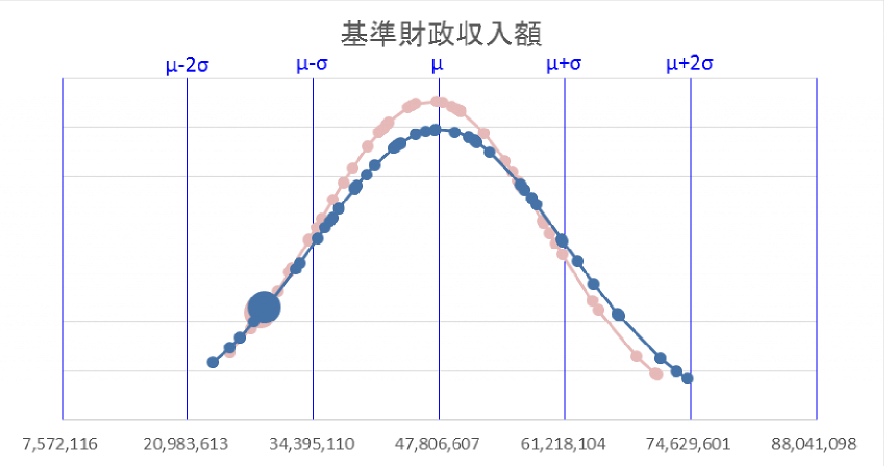

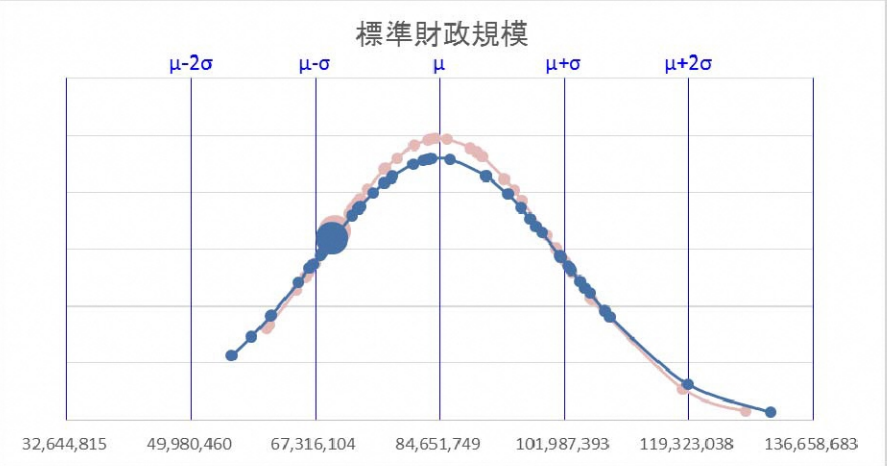

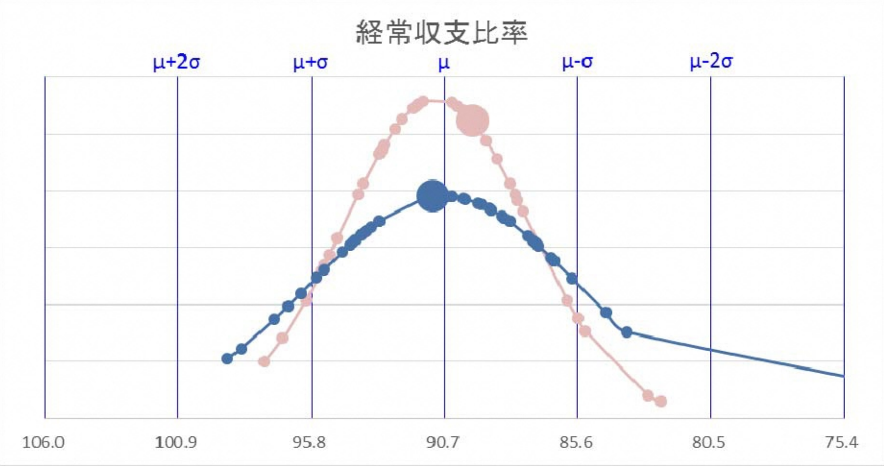

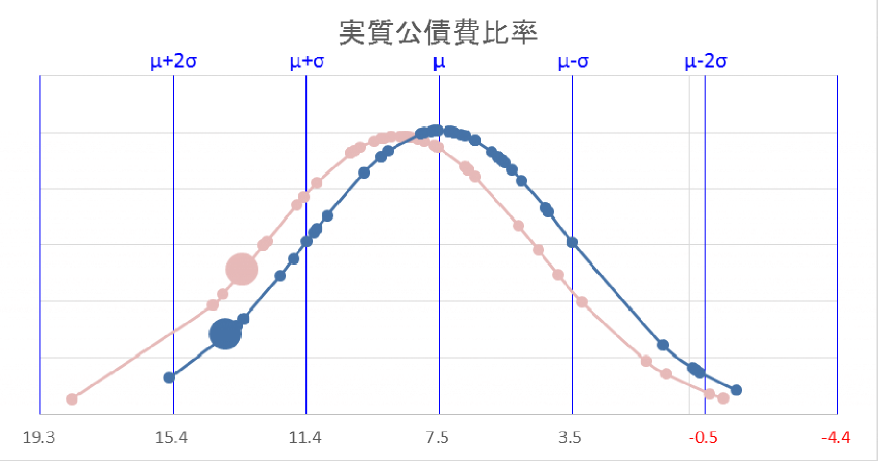

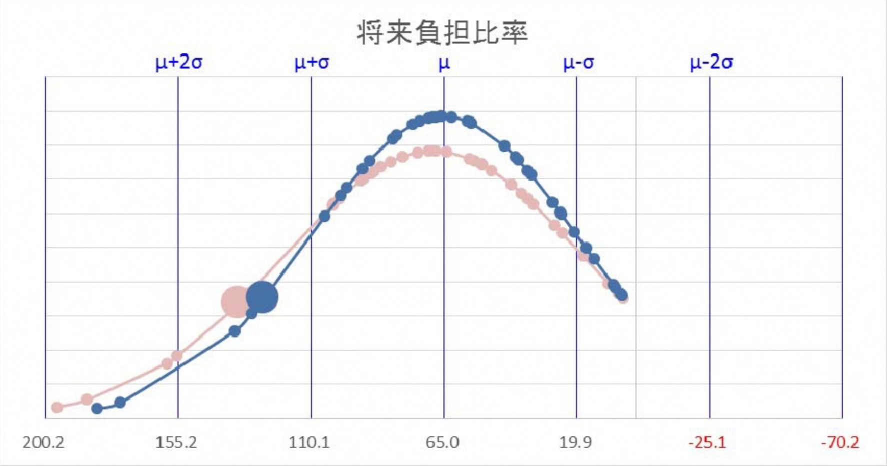

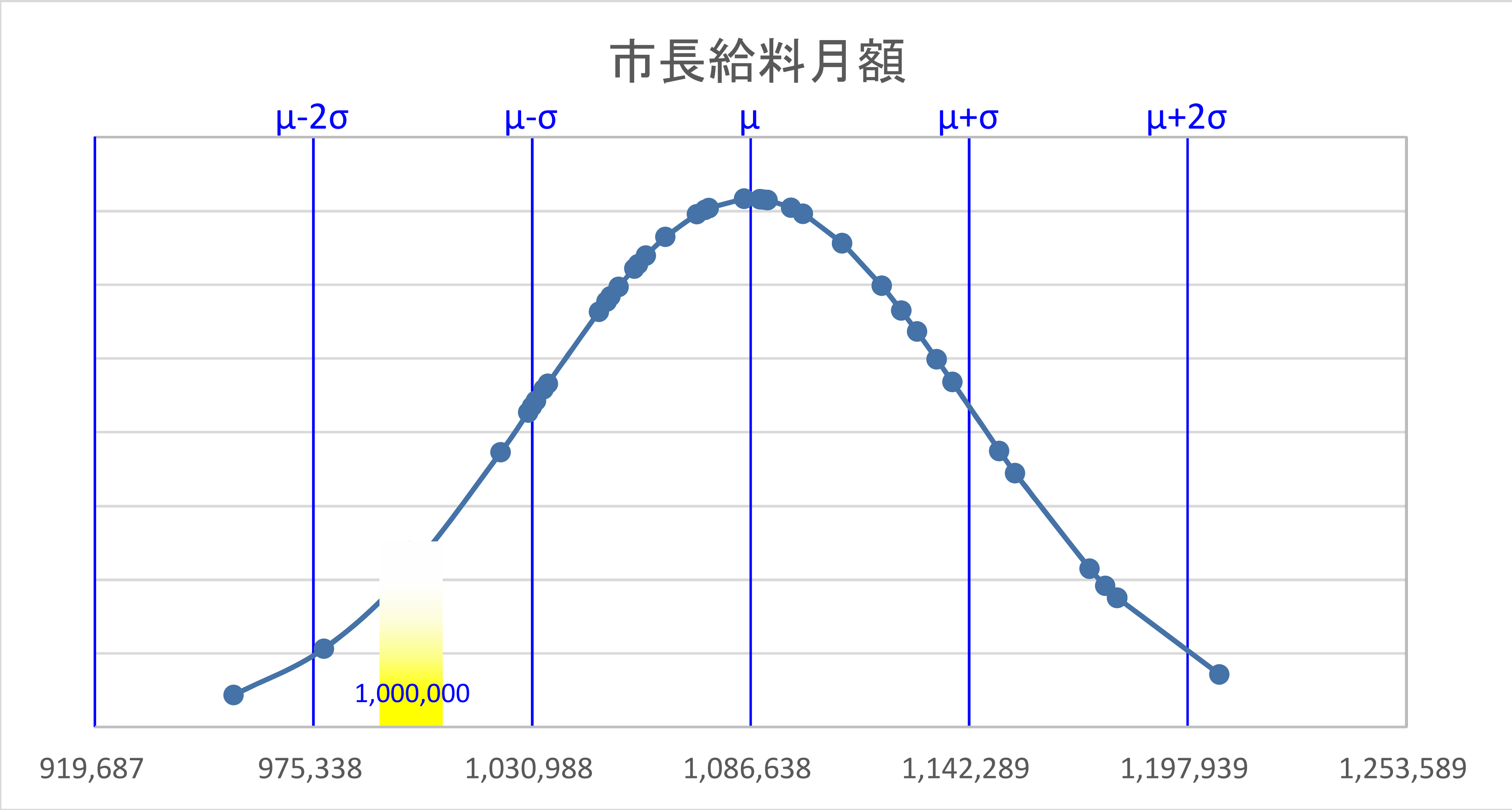

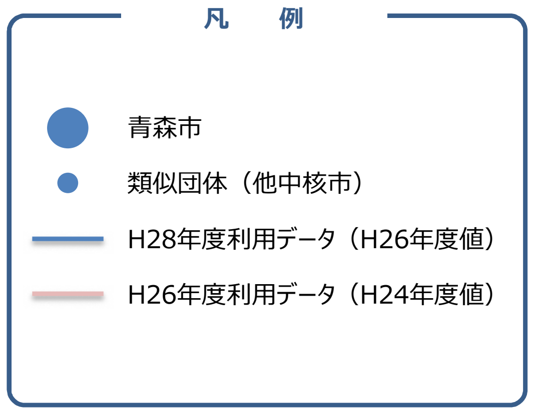

平成２８年度青森市特別職報酬等審議会　答申内容（概要）

▼市長〔1,000,000 円/月→1,000,000 円/月〕

・青森市の財政規模に応じた水準を考慮し、財政状況をベースにした上で、類似団体との比較によって金額を導く。

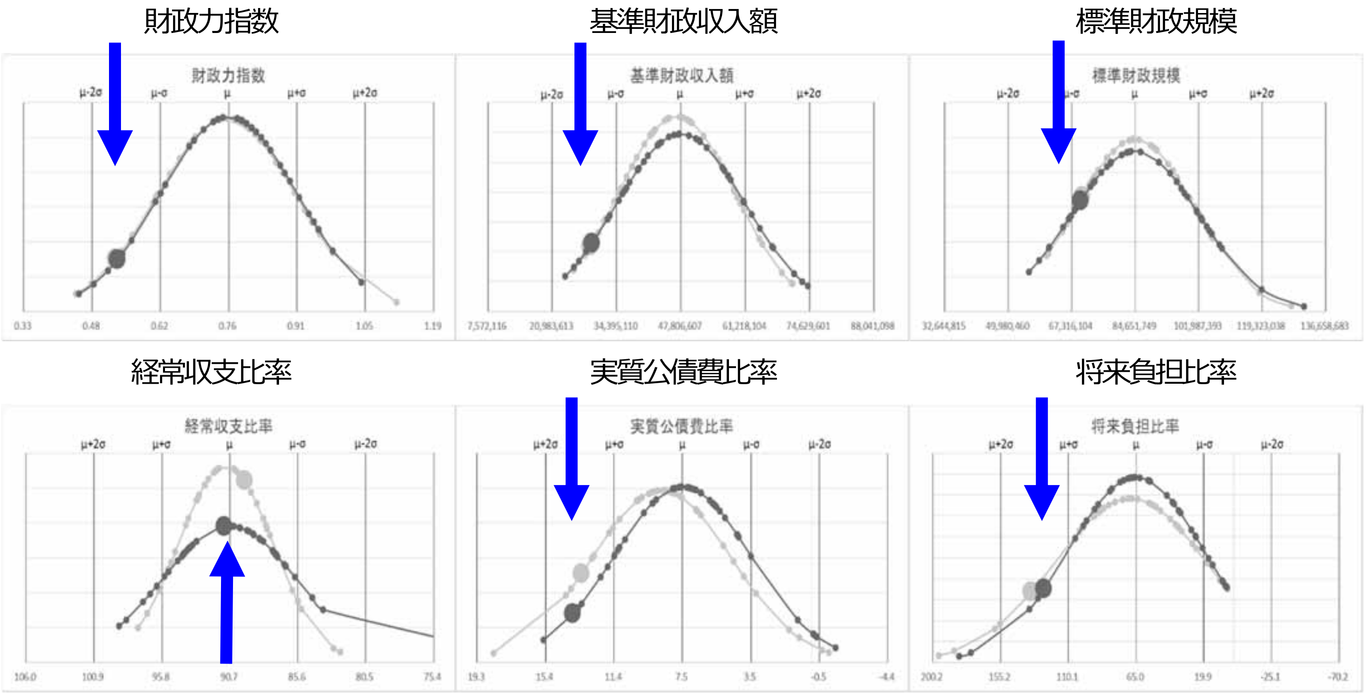

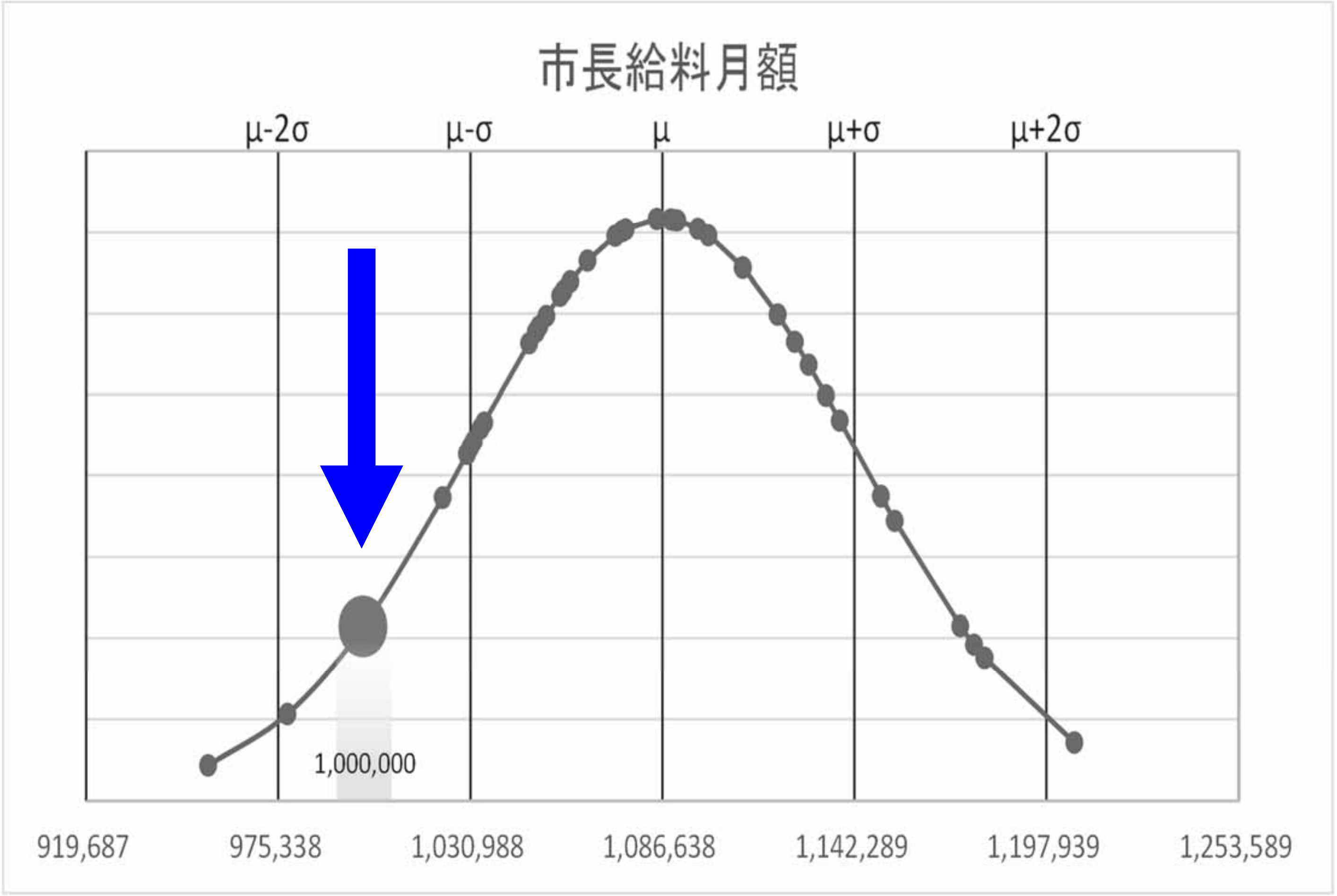

▼副市長〔788,000 円/月→788,000 円/月〕

・市長と、副市長との給料月額の差はその職責の違いによる。

・過去の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出。

・市長の給料月額を 100 としたときの副市長の給料月額は 78.8。

・市長の給料月額 1,000,000 円に 100 分の 78.8 を乗じ、788,000 円と決定。

▼議長　〔646,200 円/月→658,000 円/月〕

副議長〔592,200 円/月→603,000 円/月〕

・副市長の給料月額決定の考え方を踏襲。

・議員と、議長及び副議長の議員報酬月額との差の比率を算出。

・議員：議長　＝100：113.4＝580,000 円：658,000 円と決定。

・議員：副議長＝100：103.9＝580,000 円：603,000 円と決定。

▼議員〔569,700 円/月→580,000 円/月〕

・議員報酬についての複数の研究者の具体的な論述に触れて、議論のベースとなる共通理解を深める。

・「国会議員の歳費を基準とする考え方」※を踏襲し、議員報酬月額を算定したところ 580,000 円と決定。

※国家公務員の給料の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、それを地方議会に当てはめる方式

$$\text{青森市議会議員報酬月額} = \frac{\textit{国会議員の歳費}}{\textit{一般職の公務員の最高の給料額}} \times \textit{青森市の職員の最高の給料額} = 580{,}000\ \textit{円}$$